

第3章

都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第1節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の現状
- 2 大気監視の体系
- 3 大気汚染対策
- 4 アスベスト対策
- 5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策の推進
- 6 光化学オキシダント対策
- 7 揮発性有機化合物（VOC）対策
- 8 大気汚染物質削減総合対策の推進

第2節 地下水環境の保全

- 1 地下水質汚濁の現状
- 2 地下水質監視の体系
- 3 地下水汚染対策

第3節 土壌汚染対策

- 1 環境確保条例に基づく土壌汚染対策
- 2 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策
- 4 中小事業者技術支援
- 5 持続可能な土壌汚染対策
- 6 クロム鉱さいによる土壌汚染対策

第4節 騒音・振動・悪臭対策

- 1 環境基準（騒音）
- 2 苦情の実態
- 3 騒音・振動対策
- 4 悪臭対策

第5節 化学物質対策

- 1 工場・事業場における化学物質対策の推進
- 2 リスクコミュニケーション
- 3 ダイオキシン類対策
- 4 有機フッ素化合物対策

第6節 産業保安対策

- 1 高圧ガスの保安対策
- 2 高圧ガス施設の震災対策
- 3 L P ガスボンベの自然災害対策
- 4 L P ガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた支援
- 5 火薬類、猟銃等の規制指導
- 6 電気工事業者等の規制指導

第7節 公害防止管理者

- 1 法律に基づく公害防止管理者等の設置
- 2 条例に基づく公害防止管理者の設置

第8節 一般廃棄物対策

- 1 一般廃棄物の現状
- 2 区市町村の清掃事業に対する支援
- 3 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導、廃棄物再生事業者の登録等
- 4 浄化槽の設置及び維持管理指導
- 5 在宅医療廃棄物の適正処理
- 6 災害廃棄物対策

第9節 産業廃棄物対策

- 1 産業廃棄物の現状
- 2 排出事業者・処理業者への指導
- 3 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可
- 4 不法投棄・不適正処理対策
- 5 ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の処理
- 6 アスベスト廃棄物対策
- 7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ

第10節 廃棄物の最終処分

- 1 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場
- 2 廃棄物等の埋立処分計画
- 3 処分場における環境対策
- 4 埋立処分場見学会
- 5 埋立処分場の施設整備

第 3 章 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第 1 節 大気環境の保全

[環境改善部大気保全課・化学物質対策課]

1 大気汚染の現状

(1) 大気環境の測定結果

令和 6 年度の二酸化窒素の環境基準の達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）とも100%であった。

浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100%であった。

微小粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100%であった。

有害大気汚染物質のベンゼン等 4 項目は、いずれも環境基準を達成していた。

図表2-3-1 大気環境の測定結果

項 目 (評価法)	一 般 局				自 排 局			
	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 5 年度	
	達成局数 ／ 測定局数	達成率 (%)	達成局数 ／ 測定局数	達成率 (%)	達成局数 ／ 測定局数	達成率 (%)	達成局数 ／ 測定局数	達成率 (%)
二酸化窒素※ ¹	42/42	100	42/42	100	33/33	100	33/33	100
浮遊粒子状物質※ ²	46/46	100	45/45	100	33/33	100	33/33	100
微小粒子状物質※ ³	46/46	100	45/45	100	33/33	100	33/33	100
光化学オキシダント※ ⁴	0/40	0	0/39	0	—	—	—	—
二酸化硫黄※ ²	19/19	100	19/19	100	5/5	100	5/5	100
一酸化炭素※ ²	10/10	100	10/10	100	16/16	100	16/16	100
ベンゼン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
トリクロロエチレン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
テトラクロロエチレン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100
ジクロロメタン	12/12	100	12/12	100	2/2	100	2/2	100

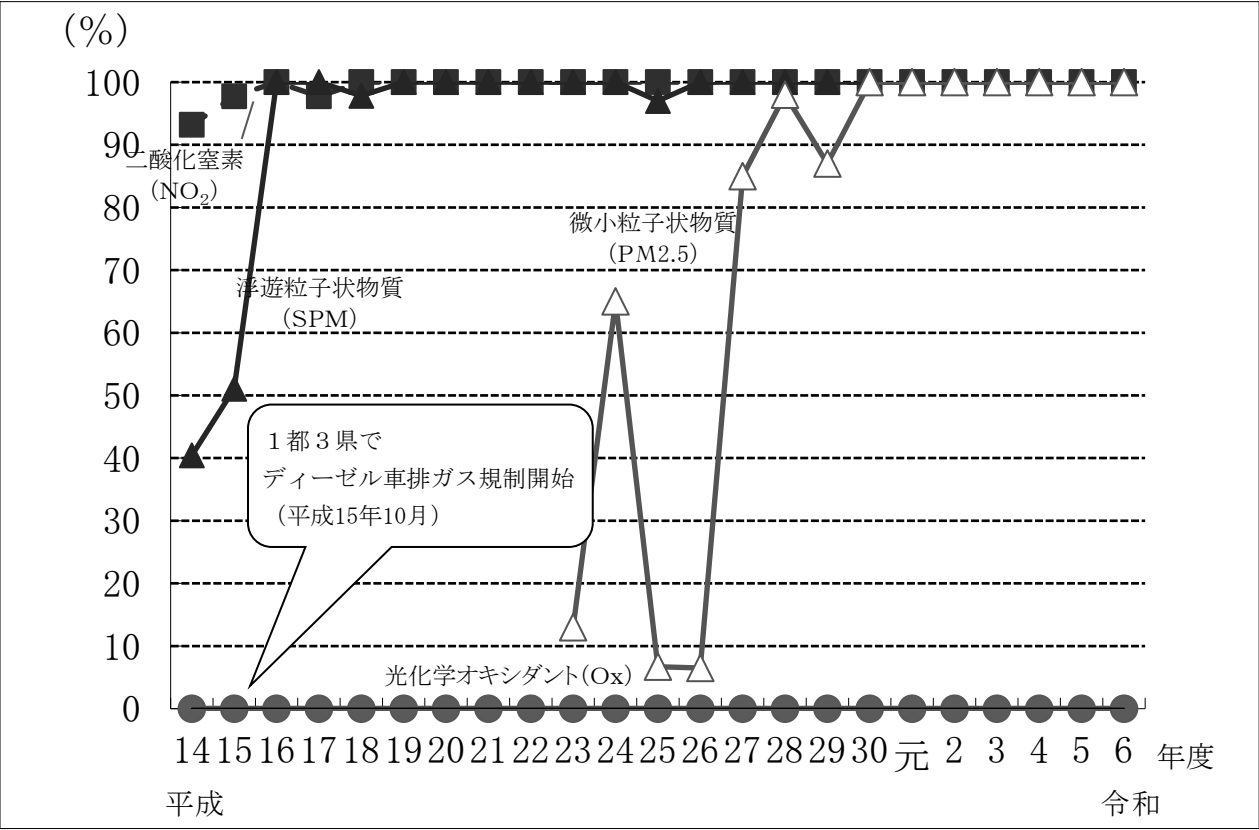
※ 1 二酸化窒素：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較する。

※ 2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2 % の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2 % 除外値）を環境基準と比較する。ただし、1 時間値の 1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には未達成とする。

※ 3 微小粒子状物質：長期基準（測定結果の 1 年平均値）及び短期基準（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価し、両者を達成した場合に達成とする。

※ 4 1 時間値が環境基準を超えるときは未達成とする。

図表2-3-2 一般局の環境基準達成率の推移



(2) 年平均濃度

年平均濃度は、次のとおりである。

図表2-3-3 年平均濃度（単位：ppm。ただし、浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンはmg/m³、微小粒子状物質はμg/m³）

項 目	一 般 局		自 排 局	
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
二酸化窒素	0.011	0.012	0.016	0.017
浮遊粒子状物質	0.013	0.013	0.014	0.015
微小粒子状物質	8.8	8.8	9.3	9.2
光化学オキシダント	0.036	0.034	—	—
二酸化硫黄	0.001	0.001	0.001	0.001
一酸化炭素	0.3	0.3	0.3	0.3
ベンゼン	0.00070	0.00080	0.00071	0.00098
トリクロロエチレン	0.00074	0.00076	0.00090	0.0011
テトラクロロエチレン	0.00015	0.00015	0.00014	0.00016
ジクロロメタン	0.0020	0.0016	0.0016	0.0015

(3) 光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数

令和6年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は15日、被害者届出数は0人であった。

図表2-3-4 光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数（令和7年3月末現在）

年度	発令日数（日）			注意報発令期間		オキシダント 最高濃度（ppm）	光化学スモッグによると 思われる被害者届出数
	予報	注意報	警報	初回	最終		
6	5	15	0	6/26	9/7	0.164	0
5	1	4	0	5/18	7/26	0.167	0
4	2	7	0	6/27	8/15	0.192	0
3	3	6	0	6/8	8/28	0.168	0
2	0	6	0	7/20	8/21	0.199	0
元	3	7	0	5/25	9/10	0.201	0
30	4	9	0	7/14	8/27	0.176	0
29	5	6	0	5/21	8/9	0.208	0
28	0	5	0	7/1	10/2	0.155	0
27	8	14	0	5/27	8/7	0.193	0
26	5	9	0	5/31	8/2	0.173	0
25	11	17	0	7/8	8/30	0.197	2
24	2	4	0	7/25	9/5	0.188	0
23	0	9	0	6/29	8/13	0.149	0
22	5	20	0	5/5	9/22	0.215	18
21	0	7	0	5/20	8/29	0.173	0
20	1	19	0	4/30	9/13	0.173	94

2 大気監視の体系

(1) 大気監視システムの管理運営等

ア 大気汚染常時監視

大気汚染防止法第22条（常時監視）に基づき、一般局47局、自排局35局、檜原大気測定所、東京スカイツリー立体測定局を配置して、都内の大気汚染の状況を常時監視している。

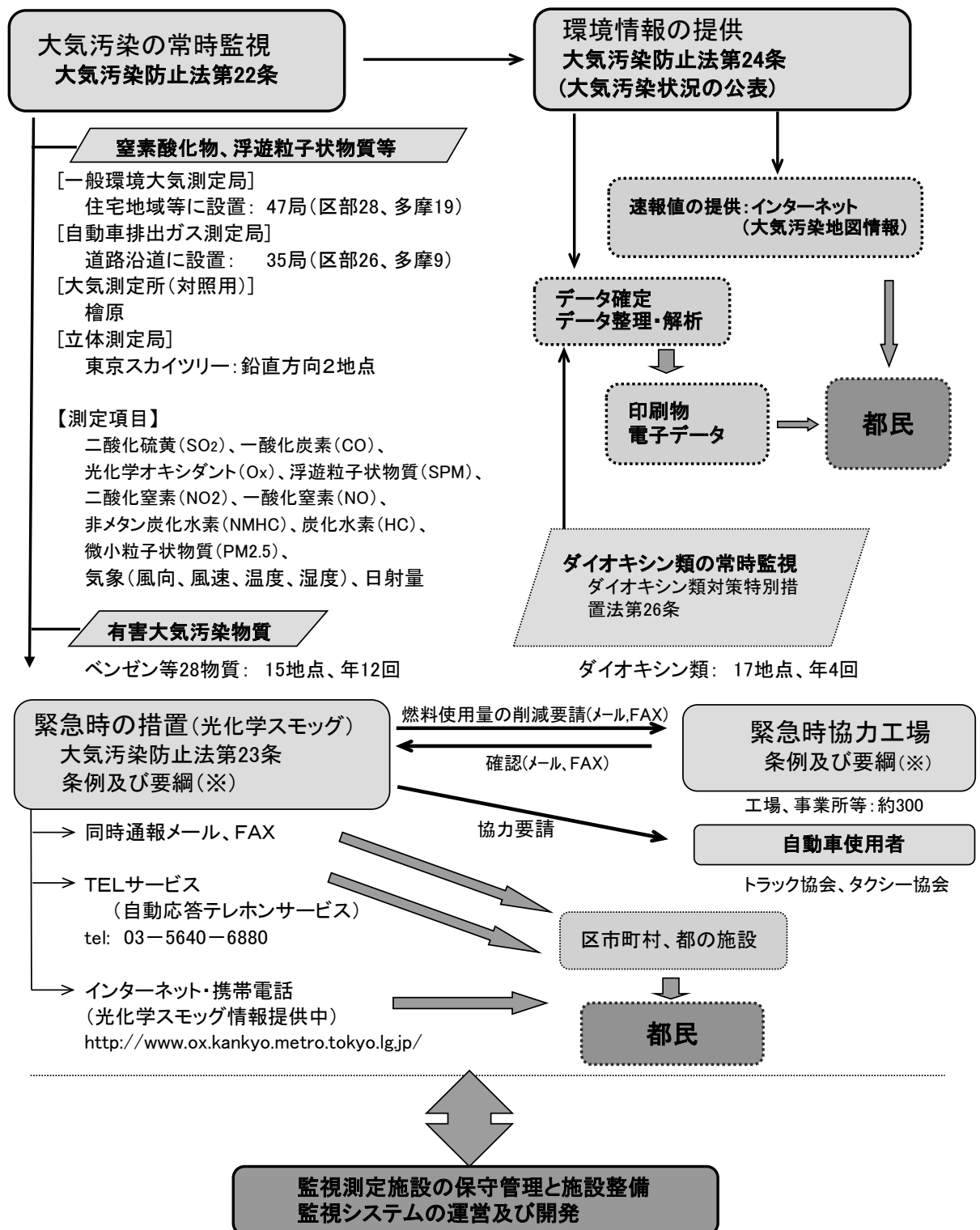
また、同法第24条（公表）に基づき、都民等への測定データの公表を行っている。

イ 有害大気汚染物質のモニタリング

大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、大気汚染状況を把握している。

- ・調査項目：ベンゼン等28物質
- ・調査地点：15地点（一般局12局、自排局2局、檜原大気測定所）
（一般局のうち2地点は八王子市が測定している。）
- ・調査頻度：毎月1回、24時間連続採取

図表2-3-5 大気監視の体系



※条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
※要綱：東京都大気汚染緊急時対策実施要綱

図表2-3-6 一般環境大気測定局及び測定項目（令和7年4月1日現在）

番号	測定局	測定項目												
	正式名称	二酸化硫黄 SO ₂	一酸化炭素 CO	浮遊粒子状物質 SPM	オキシダント O _x	窒素酸化物 NO _x	炭化水素 HC	微小粒子状物質 PM2.5	気象				有害大気汚染物質	ダイオキシン類
									風向風速	温度	湿度	日射量		
1	千代田区神田司町	○		○	○	○		○	○	○	○			
2	中央区晴海	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
3	港区高輪			○	○	○	○	○	○	○	○			
4	港区台場	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
5	国設東京新宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	文京区本駒込			○	○	○	○	○	○	○	○			
7	江東区大島			○	○	○	○	○	○	○	○			
8	品川区豊町			○	○	○		○	○	○	○			
9	品川区八潮	○		○	○		○	○	○	○	○			
10	目黒区碑文谷			○	○	○		○	○	○	○	○	○	
11	大田区東糀谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○※1	○
12	世田谷区世田谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
13	世田谷区成城			○		○		○	○	○	○			
14	渋谷区宇田川町			○	○	○		○	○	○	○			
15	中野区若宮	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
16	杉並区久我山			○	○	○	○	○	○	○	○			
17	荒川区南千住	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
18	板橋区氷川町			○	○	○		○	○	○	○		○	○
19	練馬区石神井町		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
20	練馬区北町			○	○	○		○	○	○	○	○		
21	練馬区練馬			○		○		○	○	○	○			
22	足立区西新井	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
23	足立区綾瀬			○		○		○	○	○	○			
24	葛飾区鎌倉			○	○	○		○	○	○	○	○		○※2
25	葛飾区水元公園			○		○		○	○	○	○			
26	江戸川区鹿骨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※3	
27	江戸川区春江町			○	○	○		○	○	○	○		○※3	○
28	江戸川区南葛西			○	○	○	○	○	○	○	○			
29	八王子市片倉町※4	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○
30	八王子市館町※4			○	○	○	○	○	○	○	○			
31	八王子市大楽寺町※4			○				○	○	○	○		○	○
32	立川市泉町			○	○	○		○	○	○	○			○※5
33	武蔵野市関前(休止中)	○		○	○	○		○	○	○	○			
34	青梅市東青梅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
35	府中市四谷			○	○	○	○	○	○	○	○			
36	調布市深大寺南町			○	○	○	○	○	○	○	○			
37	町田市金森	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
38	町田市能ヶ谷			○	○			○	○	○	○	○		○※6
39	小金井市東町		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
40	小平市小川町	○		○	○	○		○	○	○	○			
41	西東京市南町			○	○	○		○	○	○	○			
42	西東京市下保谷			○		○		○	○	○	○			
43	福生市本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
44	狛江市中和泉	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
45	東大和市奈良橋			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	清瀬市上清戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○※7
47	多摩市愛宕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
合 計		20	11	47	41	44	25	47	47	47	47	9	12	16

※1 令和5年4月から当分の間、大田区羽田地域力推進センターで測定

※2 鎌倉図書館屋上で測定

※3 令和6年4月から7月まで江戸川区春江町で、同年8月から江戸川区鹿骨で測定

※4 八王子市が大気汚染防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令に基づき測定

※5 平成22年度から旧立川市錦町局に近い東京都多摩環境事務所で測定

※6 令和6年4月から当分の間、町田市鶴川市民センターで測定

※7 下宿地域市民センターで測定

図表2-3-7 自動車排出ガス測定局及び測定項目（令和6年4月1日現在）

番号	測定局名	所在場所、道路	測定項目									
			SO ₂	CO	SPM	NO _x	HC	PM _{2.5}	気象			有害大気汚染物質
1	日比谷交差点	日比谷公園 日比谷通り、晴海通り		○	○	○		○				
2	永代通り新川	霊岸橋橋台敷 永代通り			○	○		○	○			
3	第一京浜高輪	都有地 第一京浜		○	○	○		○				
4	山手通り東中野	中野区東部地域センター 山手通り		○	○	○		○				
5	新目白通り下落合	都有地 新目白通り			○	○		○				
6	春日通り大塚	国道用地 春日通り			○	○		○				
7	明治通り大関横丁	台東区道 明治通り		○	○	○		○				
8	水戸街道東向島	水戸街道			○	○		○				
9	京葉道路亀戸	都営亀戸団地 京葉道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	三ツ目通り辰巳	都営辰巳団地 高速9号線、首都高速湾岸線		○	○	○		○				
11	北品川交差点	品川区保健センター 第一京浜、山手通り	○	○	○	○		○				
12	中原口交差点	国道用地 中原街道、第二京浜		○	○	○		○				
13	山手通り大坂橋	大坂橋陸橋際 山手通り、玉川通り、首都高3号線		○	○	○		○				
14	環七通り柿の木坂	下水道局南部建設事務所第二出張所 環状7号線			○	○		○	○	○	○	
15	環七通り松原橋	環状7号道路沿 環状7号線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	中原街道南千束	大田区立大森第六中学校 中原街道			○	○		○				
17	玉川通り上馬（PM2.5以外休止中）	世田谷区上馬出張所 玉川通り、環状7号線、首都高3号線		○	○	○		○				
18	環八通り八幡山	都営八幡山アパート 環状8号線			○	○		○	○	○	○	○
19	甲州街道大原	都有地 甲州街道、環状7号線、首都高4号線		○	○	○		○				
20	環八通り千鳥	都道緑地帯 環状八号線		○	○	○		○				
21	早稲田通り下井草（休止中）	区立中瀬中学校 早稲田通り			○	○		○				
22	明治通り西巣鴨	区立千川上水公園 明治通り			○	○		○				
23	北本通り王子	区立神谷堀緩衝緑地 北本通り			○	○		○	○	○	○	
24	中山道大和町	都営地下鉄板橋本町駅 中山道、環状7号線、首都高5号線		○	○	○		○				
25	日光街道梅島	足立区立中央本町庁舎 日光街道	○		○	○		○	○	○	○	
26	環七通り亀有	都営亀有二丁目第二アパート敷地内 環状7号線			○	○		○				
27	甲州街道八木町※	八王子市八木町公園 甲州街道			○	○		○				
28	五日市街道武蔵境	水道局境浄水場内 五日市街道、桜通り		○	○	○		○				
29	連雀通り下連雀	三鷹市連雀コミュニティーセンター 連雀通り			○	○		○				
30	川崎街道百草園	都道（川崎街道道路用地内） 川崎街道			○	○		○				
31	新青梅街道東村山	都道（新青梅街道） 新青梅街道			○	○		○				
32	甲州街道国立	都有地 甲州街道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33	小金井街道東久留米	市立第一小学校 小金井街道			○	○		○				
34	青梅街道柳沢	都有地 青梅街道			○	○		○				
35	東京環状長岡	瑞穂町町営住宅 東京環状		○	○	○		○				
合 計			5	17	35	35	3	35	8	7	7	2

※ 八王子市が大気汚染防止法施行令に基づき測定

檜原及び東京スカイツリー測定項目

図表2-3-8 檜原大気測定所（令和7年4月1日現在）

測 定 局 名	所 在 地	測 定 項 目									
		SO ₂	SPM	O _x	NO _x	PM 2.5	気 象			有害 大気 汚染 物質	ダイ オキ シン 類
							風向 風速	温度	湿度		
檜原大気測定所	榎里コミュニティーセンター 西多摩郡檜原村榎里 4331番1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

図表2-3-9 東京スカイツリー立体測定局（令和6年4月1日現在）

測定局名	所在地	測定項目						高さ (m)
		SPM	O _x	NO _x	PM _{2.5}	温度	湿度	
東京スカイツリー	墨田区押上一丁目1番2号	○	○	○	○	○	○	150
		○	○	○	○	○	○	325

(2) 大気汚染緊急時の措置

気象条件等により、大気中のオキシダントが高濃度になった場合やそのおそれがある場合、その事態を改善し、光化学スモッグによる被害の未然防止を図るため、注意報、予報等の発令を行い、電子メール・FAXシステム及びインターネットにより周知を図る。

発生源対策としては、都内で燃料の使用量が多い事業所（緊急時協力工場：令和6年度当初249か所）及び揮発性有機化合物排出事業所（同：令和6年度当初12か所）に対して、緊急時の燃料等使用量の削減を要請する。さらに、東京都トラック協会、東京ハイヤー・タクシー協会等を通じてアイドリング・ストップの励行等の協力要請を行う。

3 大気汚染対策

都は、これまで、大気汚染の改善を図るため、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、工場・事業場に対するばい煙等の排出規制と自動車排出ガスの削減対策を行ってきた。その結果、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化窒素（NO₂）については全ての測定局で環境基準を達成している。さらに、微小粒子状物質（PM_{2.5}）についても、平成31年度以降、全ての測定局で環境基準を達成している。一方、光化学オキシダント（O_x）については全ての測定局で環境基準を達成していない。

法の執行は、八王子市の区域については八王子市が、その他の区域については都が行い、条例の執行は区市部については各区市が、町村部については都が行っている。

なお、自動車排出ガス削減対策については「第1章第6節 自動車の環境負荷低減対策」、大気中のダイオキシン類対策については「第5節 化学物質対策」のとおりである。

(1) 大気汚染防止法による規制

ア 規制対象物質

(7) ばい煙

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩素、塩化水素、カドミウ

ム、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素、鉛を「ばい煙」といい、排出基準を定めている。そのうち、硫黄酸化物と窒素酸化物については、政令で定める指定地域（都内では、特別区と隣接5市（武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市（旧保谷市の区域に限る。）及び狛江市））内にばい煙発生施設を有する工場及び事業場のうち一定規模以上のもの（特定工場等）を対象に、総量規制基準を定めている。

また、ボイラーや定置型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関）については、都内に数多く設置され、環境中へのばい煙排出量が多い実態から、大気汚染防止法に基づき、より厳しい上乘せ基準を定めている。

(イ) 一般粉じん、特定粉じん（アスベスト）

「粉じん」は、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、飛散する物質である。そのうち、石綿（アスベスト）のように、人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を「特定粉じん」とし、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」として規制している。

(ロ) 揮発性有機化合物（VOC）

「揮発性有機化合物（VOC）」は、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質を除く。）と包括的に定義され、VOC排出量の多い印刷、塗装、洗浄等を行う施設のうち大規模な排出施設を規制している。

(ハ) 水銀

環境中の水銀の総量を地球規模で削減することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月16日に発効したことを受け、改正大気汚染防止法が平成30年4月1日から施行され、水銀の大気排出に関する規制が新たに追加された。廃棄物焼却炉などを規制している。

イ 対象事業所

令和7年3月末現在における都内（中核市である八王子市を除く。）の大気汚染防止法対象施設、事業所の数は、次のとおりである。

ばい煙発生施設を設置している事業所の数は5,983事業所、施設の数12,108施設である。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスタービンなど33種類の施設があり、ボイラーが全体の約32%を占めている。ガスタービン、ディーゼル機関などの定置型内燃機関は、多くが非常用発電施設である。

一般粉じん発生施設を設置している事業所の数は165事業所、施設の数1,552施設である。ベルトコンベア・バケットコンベアが全体の約77%を占めている。

平成18年9月1日から、労働安全衛生法により、アスベスト(0.1%超)を含有する全ての物の製造、輸入、使用等が禁止されているため、現在、東京都内には特定粉じん発生施設(石綿製品製造施設)を有する工場・事業場はない。

VOC排出施設を設置している事業所の数は11事業所、施設の数18施設である。

水銀排出施設を設置している事業所の数は70事業所、施設の数169施設であり、全て廃棄物焼却炉である。

図表2-3-10 都内の大気汚染防止法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和7年3月末現在）

ばい煙発生施設設置事業所	5,983
うち 硫黄酸化物総量規制基準適用事業所	679
窒素酸化物総量規制基準適用事業所	232
一般粉じん発生施設設置事業所	165
特定粉じん発生施設設置事業所	0
揮発性有機化合物排出施設設置事業所	11
水銀排出施設設置事業所	70

図表2-3-11 都内（八王子市を除く。）のばい煙発生施設数（令和7年3月末現在）

ボイラー	金属加熱炉	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	ガスタービン	ディーゼル 機 関	ガス機関	その他	合 計
3,906	82	71	170	2,422	5,021	387	49	12,108

ウ 届出状況

ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等を変更しようとするときは、事前に知事へ届け出ることが義務付けられている。

また、届出者の氏名等に変更があったときや届出者の地位を承継したとき、施設を廃止したときは、30日以内に知事へ届け出ることとされている。

図表2-3-12 大気汚染防止法に基づく都知事への届出の数（令和6年度）

設置届	使用届	変更届	氏名変更届	廃止届	承継届	合 計
246	0	17	845	187	103	1,398

エ 立入検査

都では令和6年度は、都内の法対象事業所128件の立入検査を行った。立入検査では、ばい煙発生施設の運転状況や燃料の使用状況、ばい煙の測定結果などについて確認指導を行った。

なお、毎年、ばい煙発生施設を有する事業所に対して、前年度のばい煙発生施設の運転状況や燃料使用状況・ばい煙の測定結果等の報告を求める「ばい煙排出量調査」を行い、都内のばい煙発生施設から排出される大気汚染物質による環境負荷の状況を把握している。

(2) 環境確保条例による規制

都では、大気汚染防止法の対象とならない施設や物質についても、条例による規制等を行っている。

ア 小規模燃焼機器

法の規制対象より規模の小さいボイラー、冷温水発生機、ガスヒートポンプなどの小規模燃焼機器から排出される窒素酸化物の量は、固定発生源の約2割を占めており、これらの機器からの二酸化炭素排出量は、都内の排出量の約7%を占めている。このことから、都は、窒素酸化物だけでなく、二酸化炭素についても排出削減を進めるため、窒素酸化物排出濃度の基準のほかに、燃焼効率の基準を加えた「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度」を設け、窒素酸化物と二酸化炭素の排出が少ない機器を認定して導入を促している。

さらに、二酸化炭素の排出がない水素燃料を使用する新たな小規模燃焼機器として、令和3年度は蒸気ボイラー、令和4年度は温水発生機を認定対象に加えた。

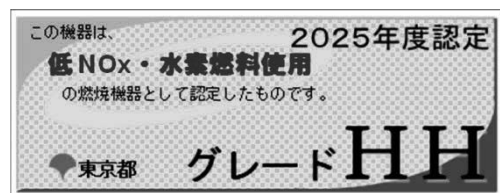
認定区分としては、現在、水素以外の燃料を使用する燃焼機器を対象としたグレードAA（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの）、グレードA（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの）、水素燃料を使用するボイラーを対象としたグレードHH（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの）及びグレードH（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの）の4区分を設けて認定している。

令和6年度は、グレードAA5機種及びグレードA1機種の延べ計6機種を認定した。

図表2-3-13 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定基準（蒸気ボイラー）

使用燃料	ガス燃料（水素燃料以外）		水素燃料	
	グレードAA	グレードA	グレードHH	グレードH
窒素酸化物排出濃度	40ppm	50ppm	40ppm	50ppm
効率	97%	90%		

図表2-3-14 認定証票（グレードHH）



※認定を受けた事業者は認定証票を製品に貼って販売が可能

イ 炭化水素系物質

光化学スモッグの主要原因物質の1つである炭化水素系物質の排出量の削減を図るため、環境確保条例で炭化水素系物質を貯蔵するガソリンスタンド等の貯蔵施設に対して排出防止設備（ベーパーリターン設備等）の設置を義務付けている。

ウ 有害ガス

工場・指定作業場から排出する有害ガスについては、その種類ごとに排出基準を設定している。

また、有害ガスを排出する工場・指定作業場の設置者には、有害ガス取扱施設の構造を基準に適合させ、使用及び管理の方法についての基準を遵守するよう義務付けている。

さらに、有害ガス取扱施設の指導や事故対応のための「有害ガス規制指導マニュアル」を作成し、区市に配布している。

4 アスベスト対策

アスベストは、安価で耐熱性や耐腐食性等の諸特性に優れていたため、建築材料などに利用されてきた。特に、高度経済成長期を中心にアスベスト含有建築材料が大量に建築物に使用された。しかし、アスベストを吸入することにより中皮腫などの健康影響が生じるおそれがあるため、現在は、製造、輸入、使用等が禁止されている。都内では、アスベスト含有建築材料を使用している可能性がある建築物の解体がピークを迎えていると考えられ、令和30年頃まで現在の水準が続くと見込まれる。

(1) アスベストに係る規制（大気汚染防止法と環境確保条例）

建築物その他の工作物の解体・改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、元請業者等は、解体・改修工事前にアスベスト含有建築材料の有無を調べる調査（事前調査）の実施や作業基準の遵守等が義務付けられている。また、発注者等は、吹付

けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の除去作業に係る特定粉じん排出等作業の実施の届出を行政へ行うことが義務付けられている。

さらに、環境確保条例に基づき、発注者等は、一定規模以上の吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の解体・改修工事について飛散防止方法等計画の届出、工事を施工する者は、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施等が義務付けられている。

なお、都は事務処理特例条例により、区市（中核市である八王子市を除く。）にアスベスト関連事務の一部を移譲している。

(2) 大気汚染防止法の改正

総務省の「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—結果に基づく勧告」（平成28年9月）において、事前調査でのアスベストの見落としや、アスベスト含有成形板の不適切な作業によるアスベストの飛散・ばく露が指摘された。

これを受け、国は令和2年6月に法改正を行い、令和3年度からアスベスト含有成形板の作業基準の新設などによりアスベストの飛散防止対策を強化した。また、令和4年度からは解体業者等が事前調査結果を都道府県等に報告する制度が開始された。

さらに、建築物について、令和5年10月から事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者（有資格者）が事前調査を行うことが義務化された。今後、一部を除く工作物については、令和8年1月から有資格者による事前調査が義務化される予定となっている。

(3) 改正法への対応

都は、令和2年度から順次専門職員を増員し、講師を派遣する出前講座やパトロールによる法改正内容の周知を強化している。

また、令和3年度には「アスベスト総合対策事業」を立ち上げ、都と区市の共同検討会で事業者向けマニュアルの改訂、都や区市へ報告された事前調査結果に基づく立入検査等の事務処理方法等について検討し、区市と連携して改正法に対応している。あわせて、法規制説明動画の公開や新聞、雑誌、WEB検索サイト・トレインチャンネルへの広告掲載等、発注者等への幅広い周知啓発を展開している。

5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策の推進

粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺の奥まで達するため、様々な健康影響が懸念されている。

このため、都では、平成20年4月に微小粒子状物質検討会を設置し、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組みなどの調査研究、シミュレーション等を実施し、調査・検討結果を平成23年7月に「東京都微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。

また、平成24年度末までに、都が設置する全ての測定局にPM_{2.5}の測定機を設置し、平成25年度より都内全域で測定している。2019年度に初めて全測定局で環境基準を達成したことから、更なる改善に向けて、2030年度までに各測定局の年平均値を安定して $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とする新たな目標を設定し、これまでの対策をより一層進めていく。

PM_{2.5}の主な原因物質はNO_xとVOCであり、その発生源は多岐にわたることから、工場・事業場に対する規制指導、非ガソリン車の普及促進、身近な生活環境での低VOC製品の普及や業界等と連携したVOC対策などを講じている。

NO_xの排出削減については、小規模で多数存在する未規制燃焼機器のうち、特に普及台数の多

い家庭用給湯器を、令和元年度に低 NO_x ・低 CO_2 小規模燃焼機器認定制度の対象に追加した。

さらに、都は九都県市と連携し、 VOC 排出の抑制を働きかけるなど、広域連携の取組を推進している。

6 光化学オキシダント対策

都は、光化学オキシダント対策検討会（平成15年6月から平成17年2月まで）を設置し、光化学オキシダント濃度の上昇要因を解析し対策の方向性を検討した。その結果、①日射量の大きい日の割合が多い年は、光化学オキシダントが高濃度となる傾向があること、②高濃度の光化学オキシダントの出現日数を効果的に減少させるためには、 NO_x 濃度の低下に加え、 VOC の濃度を NO_x の低下率以上に低減させる必要があることが明らかになった。そこで、都では、平成18年度から実施している VOC 連続測定など光化学オキシダントの生成メカニズムを更に解析するための取組を推進し、 VOC 削減などの低減対策を進めている。

また、光化学オキシダント対策についても、都は九都県市と連携し広域連携の取組を推進している。

7 揮発性有機化合物（ VOC ）対策

VOC は、それ自体が有害性を有することが多い化学物質であるとともに、光化学反応により光化学オキシダントや微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）を生成する原因物質でもある。そのため、 VOC の削減は、光化学オキシダント及び $\text{PM}_{2.5}$ の対策にとって不可欠であり、有害化学物質の環境リスクの低減としても重要である。

都内の VOC の発生源は、事業用の蒸発系発生源が総排出量の約7割を占め、工場内塗装、印刷、クリーニング、給油、金属表面処理、屋外塗装など比較的中小規模の事業者が多い。

また、 VOC の発生形態は作業工程や施設の構造等により様々であることから、 VOC の排出削減対策では、大気汚染防止法や環境確保条例による規制に加え、事業者自らの自主的取組が必要である。

そこで、都では、自主的取組を促進するため、効果的な VOC 排出抑制を行うための VOC 対策ガイドの作成や事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザー派遣制度の実施に加えて、業種別 VOC 対策セミナーの開催など、区市や各種業界団体と協力し、中小事業者への技術支援を行っている。同時に、セミナー等による低 VOC 塗装の紹介など発注者向けの低 VOC 製品の利用の啓発も実施している。さらに、令和4年度より工場内塗装、印刷、ドライクリーニングについて石油系原材料の削減に寄与できる VOC 対策設備や VOC 削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に要する費用の一部を補助する事業を開始した。

また、都内 VOC 総排出量の約2割を占める給油分野の対策として、給油時にノズルから大気中に放出されるガソリン中の VOC を回収する機能のある計量機（StageⅡ）の導入を促進するため、中小ガソリンスタンド事業者に対して令和2年度より懸垂式ガソリン計量機について、加えて令和4年度より固定式のガソリン計量機についても導入経費を補助する導入促進事業を実施している。

一般家庭・オフィス分野については、低 VOC 製品の利用促進に向けて、ホームページやリーフレット等による周知やイベント及びセミナーでの啓発を行っている。今後は、 NPO やメーカー等との連携を進め、消費者への VOC 削減の必要性の周知強化や低 VOC 製品の販売促進の支援を実施していく。

さらに、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏季には、揮発しやすいVOCの排出削減を重点的に呼びかける「夏季のVOC対策」として、九都県市で連携した周知を実施している。

8 大気汚染物質削減総合対策の推進

都の微小粒子状物質検討会は、平成23年7月にPM2.5の対策の方向性を取りまとめているが、その後、PM2.5等の生成メカニズム等に関する調査研究、大気中の濃度データなど科学的知見が蓄積されてきている。こうした状況を踏まえ、効果的な対策を推進するため、平成29年度に大気中微小粒子状物質検討会を設置し、都内の発生源ごとの排出量の調査結果を活用しながら、PM2.5及び光化学オキシダントの発生源寄与割合の解析やこれまでの対策にかかわる削減効果の検証など、総合的な大気汚染対策の検討を行った。対策の方向性を含めた調査・検討結果について、令和元年7月に「大気中微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。

都は、検討会における取りまとめを踏まえ、他自治体と連携した大気調査の実施等、原因物質の低減に向けた対策を実施している。

また、PM2.5及び光化学オキシダントの低減に向け、事業者によるNO_x又はVOC対策への自主的な取組を促すため、対策に取り組む事業者等を「Clear Skyサポーター」として募集し、サポーターの取組を広く紹介することで自主的な取組を促進している。加えて、都民に対する普及啓発として「Clear Sky応援個人サポーター」を募集し、自主的な取組を促進するとともに、大気環境改善についての情報発信やイベントの開催、学校への出前講座等を実施している。

第 2 節 地下水環境の保全

[環境改善部化学物質対策課]

1 地下水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況

都内の全体的な地下水質を把握する概況調査における環境基準の達成率は、令和6年度は94%であった。環境基準の超過項目は、カドミウム、鉛、砒素、ふっ素及びほう素であった。

また、過去に環境基準超過があった地点において超過項目の汚染状況を調査する継続監視調査においては、テトラクロロエチレンの超過が最も多かった。

図表2-3-15 環境基準達成状況（地下水）

※町田市及び八王子市を含む。

調 査 の 種 類	項 目	環 境 基 準 達 成 率	
		令和6年度	令和5年度
概 況 調 査 【都内の全体的な地下水質の概況を把握するとともに、未把握の地下水汚染を発見するための調査】 ※毎年、調査地点を変えて実施	カドミウム等 28項目	94% (61/65) [超過項目(超過地点数)] カドミウム(1)、鉛(1)、砒素(1)、ふっ素(1)、ほう素(1)	91% (59/65) [超過項目(超過地点数)] 鉛(1)、砒素(1)、クロロエチレン(1)、1,2-ジクロロエチレン(1)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(3)
汚 染 井 戸 周 辺 地 区 調 査 【概況調査等により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲確認等のために実施する調査】	概況調査等で環境基準を超過した項目及びその分解生成物	3/3 (周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数)	7/7 (周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数)
継 続 監 視 調 査 (1) 【過去に地下水汚染が確認された地域における汚染状況を、継続的に監視するための調査】 ※令和3年度から継続監視調査を(1)と(2)に分けて実施。環境基準項目の継続監視調査は(1)である。	過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物	環境基準達成地点数 84地点中37地点 [超過項目(超過地点数)] 鉛(3)、砒素(11)、四塩化炭素(1)、1,2-ジクロロエチレン(4)、トリクロロエチレン(3)、テトラクロロエチレン(14)、クロロエチレン(5)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(11)、1,4-ジメチル(1)	環境基準達成地点数 93地点中47地点 [超過項目(超過地点数)] 鉛(2)、砒素(9)、四塩化炭素(1)、1,2-ジクロロエチレン(5)、トリクロロエチレン(3)、テトラクロロエチレン(16)、クロロエチレン(4)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(12)、1,4-ジメチル(1)

(注) 1 概況調査における環境基準達成率の()内は、(全ての測定項目で環境基準を達成した地点数/調査地点数)を示している。

2 同じ地点で複数の項目が超過している場合がある。

2 地下水質監視の体系

(1) 水質測定調査等（令和7年度）

ア 測定調査

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に資する。

【地下水】

水質測定計画に基づき、地下水について、次の調査を実施する。

① 概況調査（ローリング方式）

- ・調査項目：環境基準項目28項目及び要監視項目
- ・調査地点：68地点

② 概況調査（ローリング方式）

- ・調査項目：要監視項目（P F O S 及び P F O A）
- ・調査地点：195地点

③ 概況調査（定点方式）

- ・調査項目：要監視項目（PFOS及びPFOA）
- ・調査地点：42地点

④ 汚染井戸周辺地区調査

- ・調査項目：環境基準を超過した項目及びその分解生成物
- ・調査地点：随時設定

⑤ 継続監視調査（１）

- ・調査項目：過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物
- ・調査地点：87地点

⑥ 継続監視調査（２）

- ・調査項目：令和３年度以降に暫定指針値*を超過した要監視項目（PFOS及びPFOA）
- *令和７年６月末から指針値に変更
- ・調査地点：50地点

図表2-3-16 地下水の水質測定計画（令和７年度）

		概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査（１）	継続監視調査（２）
		ローリング方式		定点方式			
調査地点数	東京都	60 (八王子市内３地点含む)	195	42	概況調査の結果により変動	83	50
	八王子市	5	－	－		3	－
	町田市	3	－	－		1	－
	合計	68	195	42		87	50
調査項目	環境基準項目Ⅰ (20項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルギル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名、塩化ビニルモノマー）、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	－	－	概況調査において、環境基準を超過した項目及び関連項目（分解生成物等）	概況調査又は、汚染井戸周辺地区調査において、環境基準を超過した項目及び関連項目（分解生成物等）	－
	環境基準項目Ⅱ (８項目)	ポリ塩化ビフェニル、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	－	－			
	要監視項目Ⅴ (４項目)	アンチモン、エピクロヒドリン、全マンガン、ウラン	－	－	－	－	PFOS及びPFOA
	要監視項目	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOA	－	－	

(注) １ 令和２年度にPFOS及びPFOAを要監視項目に追加（令和２年５月環境省通知）

２ 概況調査において、環境基準項目Ⅰは全ての地点で測定を実施する。環境基準項目Ⅱは調査地点の28%で実施する。要監視項目Ⅴは調査地点の17%で実施する。要監視項目（PFOS及びPFOA）は260地点で実施する。

３ PFOS及びPFOAを除く要監視項目は、４～５項目ごとにⅠ～Ⅴの５グループに分類

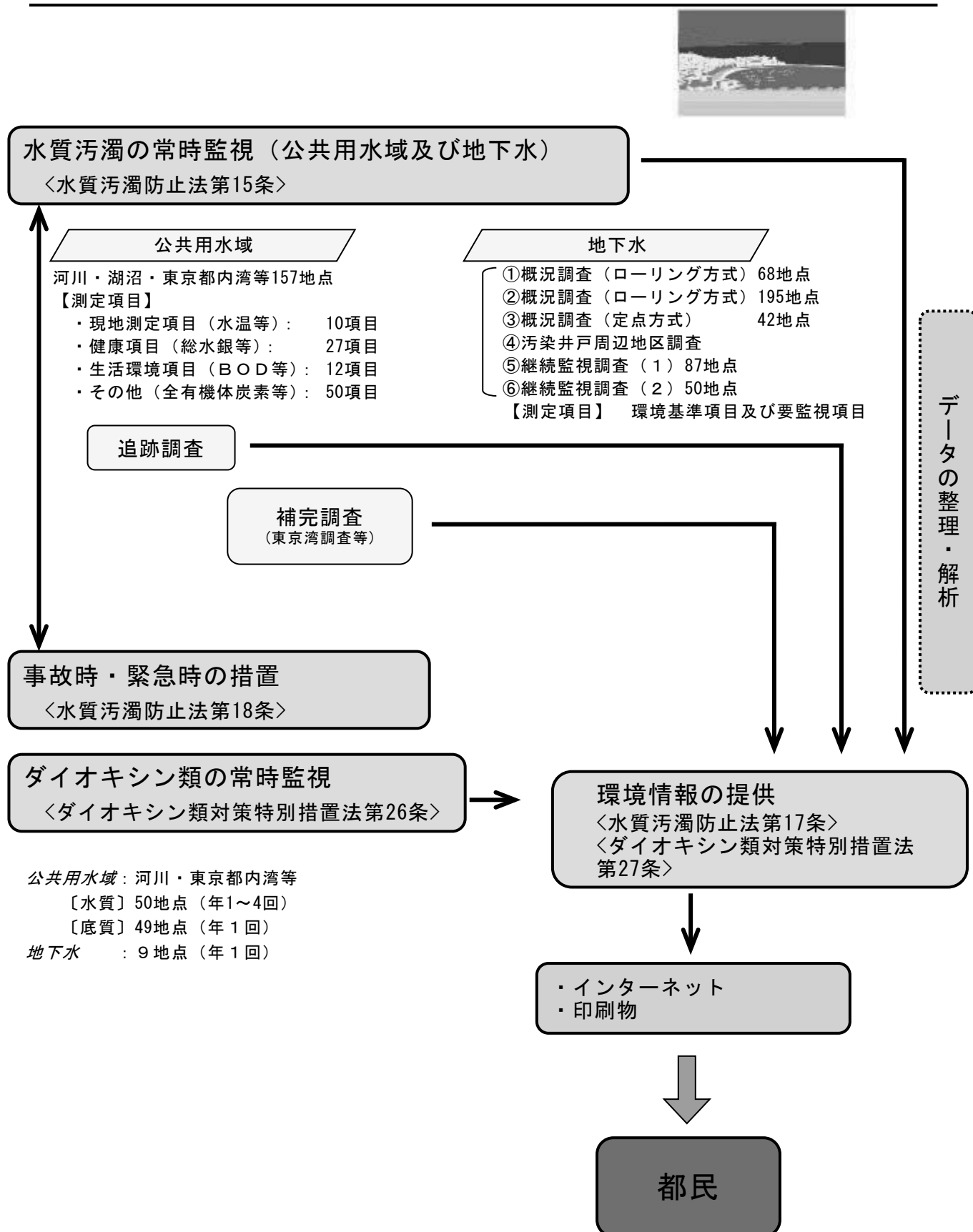
し、毎年測定するグループを変えながら5年間で全項目を測定している。

3 地下水汚染対策

都は、平成8年度から、「地下水汚染浄化対策指導指針」に基づき地下水汚染の浄化対策を実施してきた。平成13年10月からは、環境確保条例の土壌・地下水汚染対策に係る規定を施行し、同条例に基づき地下水汚染対策を推進している。都では、地下水の水質調査の結果、汚染が判明した地点について、必要に応じて追加調査を行い、汚染源が明らかになった地点において、健康被害が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、地下水の水質の浄化等の指導を行っている。

なお、過去5年間の調査では、健康被害が生じるおそれがある事例は認められていない。

図表2-2-10 水質監視の体系【再掲】



第 3 節 土 壌 汚 染 対 策

[環境改善部化学物質対策課]

土壌は、大気や水とともに環境を構成する重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤としても重要な役割を担っている。土壌汚染はその影響が長期間にわたり、また都内では再開発等に伴い、揮発性有機化合物や重金属類等による土壌汚染が顕在化していることから、社会的関心も高くなっている。

そこで、都は、平成13年10月に環境確保条例を施行し、土壌汚染の調査・対策に係る指導を行ってきた。

また、国においても、平成14年5月に土壌汚染対策法を公布し、平成15年2月に施行した。

1 環境確保条例に基づく土壌汚染対策

都は、平成13年10月から有害物質取扱事業者及び土地改変者に条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。

本制度では、土壌汚染対策法の施行、改正に併せ、条例施行規則及び指針を改正してきた。さらに、平成30年4月の土壌汚染対策法の改正を契機として、条例の土壌汚染対策に関する規定においても見直しを行い、条例及び条例施行規則等を改正し、平成31年4月に施行した。その後、令和2年4月に土壌汚染対策法のトリクロロエチレンとカドミウム及びその化合物の基準が見直されたことに伴い、令和2年12月に条例施行規則を改正し、令和3年4月に施行した。

また、円滑な土地の利活用や未届による汚染拡散防止、持続可能な土壌汚染対策の推進を目的として、汚染ありと評価された土地に限らず、土壌汚染情報に係る公開範囲を拡充するため、令和6年3月に条例施行規則を改正し、令和6年4月に施行した。

(1) 対象事業者

ア 有害物質取扱事業者

条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

図表2-3-17 特定有害物質

項	目
カドミウム及びその化合物	1,2-ジクロロエタン
シアン化合物	1,1-ジクロロエチレン
有機燐化合物（注）	1,2-ジクロロエチレン
鉛及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
六価クロム化合物	1,1,2-トリクロロエタン
砒素及びその化合物	1,3-ジクロロプロペン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	チウラム
トリクロロエチレン	シマジン
テトラクロロエチレン	チオベンカルブ
ジクロロメタン	セレン及びその化合物
四塩化炭素	ほう素及びその化合物
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）	ふっ素及びその化合物

（注）パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

イ 土地改変者

(ア) 3,000㎡以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者

(イ) 土壤汚染対策法第4条第1項に該当する行為を行う者

(2) 対象となる行為等

ア 有害物質取扱事業者（条例第114条から第116条の3まで（条例第116条から第116条の3まで区市へ移譲））

(ア) 人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合（条例第114条）

(イ) 地下水汚染が認められる地域がある場合（条例第115条）

(ウ) 工場若しくは指定作業場を廃止し、又はその全部若しくは主要な部分を除却しようとする場合（条例第116条）

(エ) 有害物質取扱事業者が自主調査を実施し報告する場合（条例第116条の2）

(オ) 条例第116条等の調査において汚染が確認された土地の改変を行う場合（条例第116条の3）

イ 土地改変者（条例第117条）

(ア) 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

(イ) 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

(3) 汚染状況調査

対象者は、対象地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、汚染状況調査（土壌及び地下水の調査）を行う。

(4) 計画の策定及び対策等の実施

汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壌地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策及び汚染拡散防止の措置を実施する。

(5) 条例に基づく届出状況

新型コロナウイルス感染症対策として、都への届出については、郵送での届出収受とした。

また、全ての届出について東京共同電子申請・届出サービスからの申請を可能とした。

図表2-3-18 届出状況（令和6年度）

		土地利用履歴調査	土壌汚染状況調査	計画書	完了届
116条 工場等の廃止時	区部		195	63	63
	多摩部		57	11	5
	島しょ部		0	0	0
117条 土地改変時	区部	341	134	187	138
	多摩部	225	70	21	18
	島しょ部	7	0	0	0
合 計		573	456	282	224

2 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染対策

国は、平成15年2月に土壤汚染対策法を施行し、平成22年4月、平成30年4月及び平成31年4月に改正法の施行を行った。

(1) 土壌汚染状況調査等の実施状況

土壌汚染対策法は、土壌汚染状況調査等の契機として、次の４種類を定めている。

- ア 有害物質使用特定施設の使用の廃止（法第３条関係）
- イ 一定の規模以上の土地の形質の変更（法第４条関係）
- ウ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあるとき（法第５条関係）
- エ 自主的な調査結果に基づく要措置区域等の指定の申請（法第14条関係）

新型コロナウイルス感染症対策として、郵送での届出収受とした。

また、全ての届出について東京共同電子申請・届出サービスから申請を可能とした。

図表2-3-19 届出等の状況（令和６年度）

ア 法第３条関係	土壌汚染状況調査の結果報告件数	45
	知事の確認により調査猶予された件数	37
	特定有害物質の種類の通知申請件数	0
	一定の規模以上の土地の形質の変更件数（ただし書き）	6
	土壌汚染状況調査結果報告命令件数	2
イ 法第４条関係	一定の規模以上の土地の形質の変更件数	465
	土壌汚染状況調査結果報告命令件数	0
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	145
ウ 法第５条関係	調査命令件数	0
エ 法第１４条関係	指定の申請件数※	6

※法第４条第３項の命令発出前に、当該命令の対象となる土地について法第14条第１項の指定の申請が行われた件数を含む。

(2) 要措置区域等の指定の状況（令和７年３月末現在）

平成15年２月の土壌汚染対策法の施行以降、令和７年３月末までに1,552か所が要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定され、そのうち831か所で指定が解除された。

なお、指定された区域においては、汚染状態や形質変更の状況等について記載した台帳を調整し、閲覧に供している。令和元年５月からホームページでの台帳検索・閲覧システムの運用も開始した。

図表2-3-20 指定・解除件数

指定 年度	要措置区域		形質変更時要届出区域(※)		備考
	指定 件数	指定件数のうち 解除した件数	指定 件数	指定件数のうち 解除した件数	
15～21	—	—	106	88	土壤汚染対策法施行 (平成 15 年 2 月 15 日)
22	4	4	36	26	改正土壤汚染対策法施行 (平成 22 年 4 月 1 日)
23	19	18	100	51	
24	19	18	86	49	
25	14	12	96	62	
26	10	10	101	60	
27	10	8	90	48	
28	13	13	119	70	
29	10	8	115	50	
30	14	12	96	36	
元	10	9	72	38	
2	9	8	67	28	
3	3	2	76	32	
4	11	4	74	32	
5	9	2	82	22	
6	8	1	73	10	

(※) 平成 22 年の改正土壤汚染対策法施行前は「指定区域」として指定

(3) 要措置区域等の指定を受けた土地に係る届出等

要措置区域等の指定を受けた土地については、土地の形質の変更の際の届出（法第12条）及び汚染土壤の搬出の際の届出（法第16条）等が必要となる。

なお、平成31年 4 月の土壤汚染対策法改正後において、要措置区域の指定を受けた土地については、汚染除去等計画（法第 7 条）の提出が必要となる。

また、汚染の除去等の措置に係る工事が終了した際及び措置が完了した際には、それぞれ工事完了報告書及び措置完了報告書が提出される。

図表 2-3-21 届出等の状況（令和 6 年度）

法第 7 条	汚染除去等計画書	13
法第 12 条	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出件数	195
法第 16 条	汚染土壤の区域外搬出届出件数	166
	搬出しようとする土壤の基準適合認定申請件数	13
完了報告等	工事完了報告件数	44
	措置完了報告件数	124

(4) 汚染土壤処理業の許可の状況（令和 7 年 3 月末現在）

平成22年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までに土壤汚染対策法第22条の規定に基づき許可した汚染土壤処理業は、4 件である。そのうち 1 件については、平成27年 3 月に汚染土壤処理業を廃

止した。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策は、次のとおりである。

(1) 大田区大森南地区

平成18年3月、都は、ダイオキシン類汚染土壤の除去（第一次対策計画）及び無害化处理（第二次対策計画）を内容とする対策事業を完了し、同年6月、対策地域の指定を解除した。

(2) 北区豊島地区

平成16年12月、豊島四丁目地区内の土壤から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、豊島五丁目団地内の土壤を調査したところ、環境基準の最大240倍のダイオキシン類を検出した。

都は、北区からの要請により、北区所管3施設（東豊島公園、旧豊島東小学校、豊島東保育園）を対策地域に指定し、覆土を基本とする対策計画を策定した。

北区は、都の対策計画を受け、平成19年2月、費用負担計画を策定の上、対策事業に着手し、平成20年3月、覆土による対策事業を完了した。

その後も、都、北区、都市再生機構による三者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を図っている。

図表2-3-22 対策地域の状況（対策計画より）

施設名	東豊島公園	旧豊島東小学校	豊島東保育園
指定面積	5,060㎡	7,830㎡	520㎡
合計	13,410㎡		
最大汚染濃度	140,000pg-TEQ/g	240,000pg-TEQ/g	14,000pg-TEQ/g
同検出位置	地表下2m	地表下2m	地表下1m

（注）環境基準（ダイオキシン類：土壤）1,000 pg-TEQ/g

(3) 荒川区東尾久地区

下水道局東尾久浄化センター建設用地内の土壤から、環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、平成24年12月から隣接敷地において土壤調査を行ったところ、都立尾久の原公園内等において、環境基準の最大440倍のダイオキシン類を検出した。環境基準値を超過した区域について、平成26年2月に対策地域に指定した。同年10月に覆土を基本とする対策計画を策定し、建設局及び財務局による対策工事が平成27年12月までに完了した。その後も、都、荒川区、下水道局及び都立大学（当時の首都大学東京）による四者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を行っている。

図表2-3-23 対策地域の状況

施設名	尾久の原公園	東尾久運動場及びその周辺
指定面積	6,956㎡	2,645㎡
合計	9,601㎡	
最大汚染濃度	440,000pg-TEQ/g	5,100pg-TEQ/g
同検出位置	地表下2m	地表下0.5m

（注）環境基準（ダイオキシン類：土壤）1,000pg-TEQ/g

4 中小事業者技術支援

(1) 土壤汚染処理技術フォーラムの開催

狭あいな土地に適用できる低コスト対策技術の開発促進と処理技術及びそのコストの情報を広く提供していくことを目的に、平成16年度以降毎年度実施し、都内で実際に取り組まれた事例等について報告を行っている。

これらフォーラムで紹介された技術等は、ホームページに掲載し、広く都民に情報提供を行っている。

(2) 土壤汚染対策セミナーの開催

土壤汚染に関する適切な情報提供により正しい理解の普及を図るため、有害物質取扱事業者、土壤汚染対策事業者等を対象とした土壤汚染対策セミナーを平成16年度から令和6年度までに、動画配信等も活用しながら、計18回開催した。

(3) 区市職員説明会の開催

土壤汚染に対する正しい理解と情報提供を促進し適正な指導が行われるよう、法・条例の概要、施行状況及び調査・対策の方法等について説明会を実施している。

(4) 土壤汚染対策ガイドライン

これから土壤汚染対策を実施しようとする中小事業者に向けて、土壤汚染による健康リスクや土壤汚染の調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策（合理的な対策）を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に作成（平成22年5月発行、令和6年3月最終改訂）し、関係団体を通じての配布やホームページで公開することにより広く周知を図っている。

(5) 中小事業者への土壤汚染対策技術支援制度

中小事業者に対して、土壤汚染調査、対策技術及び土地取引関連法規等に関し高度な知識を有する専門的な技術者（アドバイザー）を派遣することにより、廃止する工場等においては合理的な土壤汚染調査や対策を実施できるよう、操業中の工場等においては、土壤汚染の未然防止や早期発見を図れるよう支援を行っている。

なお、令和3年度から操業中事業者に対して、アドバイザーによる土壤の公定法による調査についても支援のメニューとしている。

また、中小事業者等の研修会において、操業中の工場等における土壤汚染対策の方法等の説明を行っている。

令和6年度は、工場を廃止する64事業者及び操業中7事業者にアドバイザーを派遣するとともに、中小事業者等を対象とする研修会に2回訪問し、土壤汚染対策の技術支援を行った。

さらに、土壤汚染対策総合相談窓口として、土壤汚染対策に関する専門知識を有する者が、土壤汚染対策法及び環境確保条例等の土壤汚染対策に係る基本的、一般的な事項について、中小事業者や土地所有者等に対して説明を行うことにより、円滑に土壤汚染対策に取り組めるよう支援を行っている。

令和5年度からは、中小事業者による円滑な土地利用の転換を促し、土壤の3Rを考慮した持続可能な土壤汚染対策を推進することを目的に、これまでのアドバイザーに加えて、土地利用転換時アドバイザーを派遣し、基準に適合しない土壤を残置した土地における不動産価値の評価の考え方や掘削除去によらない土壤汚染対策の施工方法等に関する助言を実施している。あわせて、基準不適合土壤を残して土地を利活用する買主等や地下水汚染拡大防止技術の実証に係る土地所

有者等に対策費用の支援を行っている。令和6年度は、土地利用転換アドバイザーを7件派遣するとともに、地下水汚染拡大防止技術の実証に係る対策として6件支援を行った。

5 持続可能な土壌汚染対策

(1) 環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック

土壌汚染がある土地における開発事業、解体・建築事業や土地の売買等を検討している都民・事業者等に向けて、環境・経済・社会に配慮して土地を適切に利活用するためのガイドブックを作成し、ホームページで公開（令和4年3月発行、令和6年3月最終改訂）するとともに、業界団体等を通じて広く周知を図っている。

(2) 土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクト

土壌汚染対策に係る届出書類をデジタル化するとともに、調査データのチェックを自動化し、迅速にオープンデータ化することで、民間等での土壌汚染対策情報の活用を促進し、合理性に配慮した持続可能な土壌汚染対策を推進等するため、システム開発を進めている。

令和6年度は、チャットボットの拡充、届出書類のExcelフォーマットの改修及び拡充、土壌汚染状況調査に係るオープンデータの一部公開並びにシステムの設計開発を行った。

6 クロム鉱さいによる土壌汚染対策

クロム鉱さい埋立地の恒久対策を、昭和55年から平成13年にかけて日本化学工業株式会社との協定に基づき実施した。亀戸・大島・小松川地区の都立公園内の六価クロム処理施設の運転管理については日本化学工業株式会社に対して指導を行っている。

また、集中処理地周辺での環境モニタリング（大気、水質）を引き続き実施しており、結果はホームページで公開している。

さらに、関係機関と連携し、集中処理地とその周辺の点検、清掃等を定期的に行っているほか、雨天時の排水性改善等の保守対応を実施している。

第 4 節 騒音・振動・悪臭対策

[環境改善部大気保全課・自動車環境課]

騒音・振動・悪臭に関する公害は、その発生源が多様多岐（工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道・航空機等の交通機関、飲食店・小売業等の営業及び一般家庭など）で、かつ、日常生活との関係が深いことから、苦情件数が極めて多い。

騒音・振動の課題解決のため、①工場・事業場等に由来する騒音・振動には、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導の実施、②交通機関には、騒音・振動の低減化等を関係機関に要請するなど、総合的に各種対策を推進している。

また、悪臭対策は、悪臭防止法及び環境確保条例に基づく規制指導等を実施している。

1 環境基準(騒音)

騒音に対する環境基準は発生源ごとに、①騒音に係る環境基準（平成10年9月）、②航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月）、③新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月）が定められ、都では、これらの環境基準を適用する地域等を定めている（①騒音に係る環境基準を適用する地域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成24年4月から区市部については各区市長が定めている。）。

2 苦情の実態

(1) 騒音の苦情件数

令和5年度中に寄せられた騒音に関する苦情件数は3,821件である。苦情件数を発生源別にみると、工事・建設作業に関するものが1,794件（47%）と最も多く、次いで飲食店営業333件（9%）、産業用機械作動254件（7%）である。

(2) 振動の苦情件数

令和5年度中に寄せられた振動に関する苦情件数は599件である。苦情件数を発生源別にみると、騒音と同様に、工事・建設作業に関するものが532件（89%）と最も多い。

(3) 悪臭の苦情件数

令和5年度中に寄せられた悪臭に関する苦情件数は868件である。苦情件数を発生源別にみると、飲食店営業に関するものが201件（23%）と最も多く、次いで焼却（野焼き）89件（10%）、家庭生活（その他）65件（7%）となっている。

（注）(1)から(3)までの苦情件数は、都の「公害苦情統計調査」による。

3 騒音・振動対策

(1) 工場・事業場騒音・振動対策

工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導が行われている。

法は、特定施設を設置する場合、事前届出を義務付けている。届出に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善命令を行うことができると定めている。

また、特定工場等が、規制基準を超える騒音・振動を発生させ周辺の生活環境に影響を及ぼし

ているときは、防止方法等について改善勧告、改善命令を行うことができるとしている。

条例は、法と同様な規制基準を定めているが、条例では工場の新設及び変更について事前認可制をとっていること、また、対象工場を広い範囲にわたって捉えている点が法と異なっている。これらの届出・認可に関する事務及び苦情等に伴う改善指導は、区市の事務となっており、区市の環境・公害主管課が対応している。

都は、「工場等騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

図表2-3-24 騒音規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和6年3月末現在）

種 類	特 定 工 場 等	特 定 施 設
1 金 属 加 工 機 械	3,990	13,634
2 空 気 圧 縮 機 等	11,274	103,803
3 土 石 用 破 砕 機 等	111	406
4 織 機	200	2,508
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	50	82
6 穀 物 用 製 粉 機	13	62
7 木 材 加 工 機 械	699	1,534
8 抄 紙 機	38	47
9 印 刷 機 械	4,582	14,365
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	888	3,850
11 鋳 型 造 型 機	11	57
合 計	21,856	140,348

図表2-3-25 振動規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和6年3月末現在）

種 類	特 定 工 場 等	特 定 施 設
1 金 属 加 工 機 械	4,982	23,617
2 圧 縮 機	2,756	12,264
3 土 石 用 破 砕 機 等	90	394
4 織 機	135	1,739
5 コンクリートブロックマシン等	6	10
6 木 材 加 工 機 械	27	55
7 印 刷 機 械	2,874	7,774
8 ロ ー ル 機	70	196
9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	835	4,042
10 鋳 型 造 型 機	106	743
合 計	11,881	50,834

(2) 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法は、建設作業のうち、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機や、削岩機等を使用する作業を特定建設作業として規定し、騒音・振動の大きさ、作業時間等の基準を定めている。

建設作業の届出の受理及び苦情等に伴う改善指導は、区市の環境・公害主管課が対応している。都は、「建設作業騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

(3) 鉄道騒音・振動対策

都は毎年、新幹線鉄道及び在来線の騒音・振動の測定を行い、この結果に基づき、低減対策の実施を関係機関及び鉄道事業者に要請している。

ア 新幹線鉄道

新幹線鉄道騒音・振動に係る基準等は、騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」（昭和50年）が規定され、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年）により指針値が示されている。

令和5年度の測定の結果によると、東海道新幹線の騒音については、測定した11か所（12.5m及び25m地点）のうち7地点において環境基準を超過していた。東北（上越、北陸）新幹線については、4か所（12.5m及び25m地点）測定し、全地点で環境基準を達成していた。

振動については、東海道、東北両新幹線とも15か所の全測定点において指針値以下であった。

イ 在来鉄道

在来鉄道の騒音・振動については、環境基準等が規定されていないが、国が新設等の在来鉄道について「在来鉄道の施設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成7年）を策定し、生活環境を保全し、騒音問題の発生を未然に防止する目標として、指針値を等価騒音レベルで定めた。

都は、調査により騒音振動の発生状況や防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて事業者に対して防音壁の設置やロングレール化の促進等の環境対策を要望している。

(4) 航空機騒音対策

都は毎年、東京国際空港、横田基地、厚木基地、調布飛行場及び立川飛行場周辺で、航空機騒音の測定を行っており、測定結果に基づき、低減対策等を関係機関に要請している。

ア 東京国際空港

空港周辺の大田区内3地点、品川区内2地点、計5地点（うち、大田区内3地点は大田区が管理）で、固定調査（常時測定）を行うとともに、令和5年度は、7地点（指定地域内5地点、指定地域外2地点）で分布調査（1週間）を実施している。令和5年度の調査結果によると、空港の沖合移転で騒音の影響は大幅に改善されており、環境基準の地域類型指定地域内では、平成9年度から環境基準を達成している。

現在、国は、航空機騒音対策として、飛行時間や飛行コースを制限し、家屋の防音工事などを実施している。一方で、航空需要の増加に対応するため、平成22年10月からは、D滑走路の運用が開始され、また国際定期便も就航し、令和2年3月からは新飛行経路による運用が開始された。都は、引き続き航空機騒音の監視測定を行うとともに、5地点で新飛行経路運用に伴うモニタリング調査を行い、国に対して今後も環境基準が達成・維持されるように、より騒音影響の少ない飛行に配慮すること等を要望していく。

イ 横田基地

基地周辺の騒音の固定調査を昭島市、瑞穂町、福生市及び武蔵村山市の4地点で、分布調査（2週間）を周辺の12地点で実施している。令和5年度の調査結果によると、固定調査では、4地点のうち滑走路延長上に位置する1地点で環境基準を超過した。また、分布調査では1地点で環境基準を超過した。

これらのデータを基に国及び米軍に対し、飛行時間の制限の遵守や航空機騒音防止のための実効ある対策を実施するよう要請している。

また、基地という性格から、低騒音型機の導入、あるいは訓練飛行の縮小や離着陸コースの改善等の対策は進んでおらず、騒音の大きな低減はみられないことから、国が実施している住宅の防音工事などの対策の拡充を要望している。

ウ 厚木基地

昭和57年2月以降、米空母艦載機の夜間離着陸訓練が実施されるようになり、町田市内における航空機騒音の影響が増大したため、都は、昭和60年5月に環境基準の地域類型指定を行った。

その後、飛行訓練区域の拡大や航空機の種類の変化により、騒音影響が町田市北部及び東西に広がったことから、平成18年度及び平成19年度に騒音の実態調査を実施した。この結果に基づき、平成20年12月、地域面積として5倍に及ぶ新たな指定地域を告示した。

これに伴い、平成20年度、固定調査地点を1地点から3地点に増やすとともに、分布調査地点の見直しを行った。令和5年度の調査結果によると、固定調査及び分布調査の全ての測定地点で環境基準を達成した。

エ 調布飛行場

調布飛行場については、平成13年3月末に航空法の公共用飛行場として供用開始された。このため、都は、「航空機騒音の環境基準に係る地域類型指定」を平成16年4月1日に告示し、施行した。令和5年度の固定調査及び分布調査（港湾局が管理）では、全ての調査地点で環境基準を達成した。

港湾局では、平成17年度から住宅防音工事の助成事業を実施している。

オ 立川飛行場

立川飛行場周辺では平成26年11月に環境基準の地域類型指定地域の指定を行った。令和5年度の調査結果は、固定調査2地点、分布調査3地点の全ての測定地点で環境基準を達成した。

(5) 自動車騒音・振動対策

ア 道路交通騒音・振動の現状

(7) 環境基準の達成状況（騒音）

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を、23区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。令和5年度の調査結果は、調査を実施した267地点における道路端から15m又は20m以内の特例の基準が定められている近接空間では、昼間の時間区分で94%、夜間の時間区分で87%達成していた。道路端から50mまでの沿道全体では昼間の時間区分で96%、夜間の時間区分で91%達成していた。

(4) 要請限度の超過状況（騒音、振動）

区市が騒音規制法、振動規制法の規定により令和5年度に実施した騒音355地点、振動303地点の調査結果では、自動車騒音に係る要請限度（※）を昼間（6時から22時まで）、夜間（22時から6時まで）の両時間区分のいずれか又は両時間区分で超過していたのは21地点で、超過割合は5.9%であり、道路交通振動については道路交通振動に係る要請限度を超過していた地点はなかった。

※ 要請限度とは、法に基づき、区市町村長が都道府県公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法の規制による措置や道路構造の改善などにより、騒音・振動の低減を要請するものとされた騒音・振動レベルのこと。幹線道路の騒音では昼間75dB、夜間70dB

図表2-3-26 道路交通騒音に係る要請限度の超過状況

年度	要 請 限 度	
	超過地点数／測定地点数	割合(%)
26	51／370	13.8
27	48／378	12.7
28	48／377	12.7
29	40／354	11.3
30	41／369	11.1
元	38／372	10.2
2	23／368	6.3
3	20／359	5.6
4	24／340	7.1
5	21／355	5.9

(注) 要請限度超過地点数は、昼間、夜間のいずれか又は両方の時間帯で超過したものである。

イ 自動車騒音対策

自動車騒音を低減するには、発生源対策である自動車単体による騒音の低減のみでなく、道路構造対策、沿道対策、交通対策等も併せた総合的な対策を推進していくことが必要である。

(7) 発生源対策

騒音の発生源対策としては国の実施する単体規制があり、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速走行騒音、ブレーキ作動時の騒音を低減するための圧縮空気騒音、一定の速度で走行する際の騒音である定常走行騒音、排気管からの騒音を主体とする近接排気騒音、タイヤと路面の接触によって発生するタイヤ車外騒音の5種類について規制が実施されている。

(イ) 道路構造対策、沿道対策、交通対策

道路構造対策として、道路管理者等は、道路舗装の改善、遮音壁等の設置、環境施設帯の設置などを実施している。

また、沿道対策として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、都道については、環状七号線、環状八号線外3路線、国道は日光街道及び川越街道の一部を沿道整備道路に指定し、住宅移転のための土地の買入れ資金の貸付、緩衝建築物の建築及び住宅防音工事のための助成を行うとともに、道路と調和したまちづくりへの誘導を行っている。

交通対策として、交通管理者等は、過積載車の取締り、大型車の走行車線指定（中央寄り走行）、大型貨物車の土曜日夜間の環状七号線以内の通行禁止、バス専用レーンの指定などの措置に取り組んでいる。

(ウ) 総合的施策

都は、平成7年9月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、20路線、総延長238.1kmを優先的対策道路区間として選定して低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施するなど、総合的な道路交通騒音対策の検討を進めてきた。

引き続き自動車騒音対策を進めるとともに、より騒音低減効果の高い舗装の導入等を国に求めている。

(6) その他の騒音対策

その他の発生源への騒音振動対策として、拡声機、カラオケ及び日常生活等から発生する騒音・振動については環境確保条例により区市が規制・指導を行っている（多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

また、飲食店・小売業等の深夜営業については、区が規制・指導を行っている（市、多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

4 悪臭対策

(1) 悪臭防止法と環境確保条例による規制

悪臭防止法に基づく規制指導は、区市町村が所管する業務である。

なお、規制地域の指定及び基準値設定の権限は、特別区（23区）には平成15年4月、市には平成24年4月に移管されており、都では町村部を所管している。

条例では、条例で規定する工場の設置の認可、指定作業場の設置の届出の際の事前審査に係る規制基準を定めている。

法・条例ともに規制基準は、敷地境界線（臭気指数）、排出口（臭気指数及び臭気排出強度）及び排水（臭気指数）の3種類について定められている。

(2) 「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」及び「ビルピット臭気対策マニュアル」による指導

ビルが多い市街地では、ビルの排水槽（ビルピット）から生じる悪臭への苦情が多い。

このため、都は、要綱により、ビル排水槽の構造、維持管理の基準及び汚泥の適切な処理等を規定し、悪臭の防止を図るとともに、マニュアルを作成し、区市等と連携してビルの管理者等への改善指導を行っている。

第 5 節 化学物質対策

[環境改善部化学物質対策課・大気保全課]

[自然環境部水環境課]

化学物質の情報を集めたデータベースである米国のケミカルアブストラクトには、多くの化学物質が登録され、我が国においても数万種類以上の化学物質が使われているといわれている。それらの化学物質の中には、性状や毒性、使用状況からみて、人の健康や生態系に対し有害性を持つものが含まれており、大気、河川・海域などの公共用水域、地下水、土壌等の汚染が懸念されている。

このため、都は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法及び環境確保条例などの関係法令等に基づき、化学物質対策に取り組んでいる。

1 工場・事業場における化学物質対策の推進

環境中への化学物質の排出量を削減し、化学物質による環境や健康への影響を防ぐためには、化学物質を取り扱う事業者が当該物質を適正に管理するとともに、より有害性の少ない代替物質への転換等を図る必要がある。

(1) 化管法と環境確保条例の届出制度

都は、化管法に基づく P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の 2 つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、化学物質の環境中への排出量の削減、健康被害の未然防止を図っている。

図表2-3-27 P R T R制度と化学物質適正管理制度との比較

		P R T R制度（化管法）	化学物質適正管理制度（条例）
制度概要		化学物質がどこから、どれだけ環境中に排出されているかを把握するために、化学物質を取り扱っている事業所から環境中に排出された量等の報告を求め、都道府県を経由して届けられたデータを国が集計し、公表する制度	都内において、性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる化学物質を取り扱う事業所から環境中に排出された量や管理方法等の報告を求め、これら化学物質の自主的な排出抑制を図るとともに、適正な管理を求める制度
対象物質		515種類 人や生態系に有害なおそれがあり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの	59種類 人の健康に障害を及ぼす化学物質として、条例による濃度規制の対象物質となっているもの
対象事業所		○ 製造業他24業種など ○ 年間取扱量1トン以上（特定化学物質は0.5トン） ○ 事業者従業員数21人以上	○ 工場・指定作業場 ○ 年間取扱量100kg以上 ○ 従業員数の規模要件なし （都内では、事業所と住居が隣接していることが多いため、P R T R制度より小規模な事業所も対象としている。）
把握及び報告内容		2項目 ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量	5項目 ○ 使用量 ○ 製造量 ○ 製品としての出荷量 ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量
化学物質管理方法書の作成及びその内容		作成・提出の義務付けはない。	対象事業所について、化学物質管理方法書の作成を義務付けている。 （従業員21人以上の事業所は、提出も義務付けている。） ○ 取扱工程等の内容等 ○ 管理方法、管理組織 ○ 事故災害時の対応
集計結果 令和5年度	届出事業所数	979事業所	1,921事業所
	排出量	1,240トン	1,587トン
	移動量	958トン	3,192トン

(2) 化管法に基づくSDS制度による化学物質の情報の伝達

化学物質を適正に管理するためには、事業者自らが、取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関してその成分や性質、取扱方法を把握する必要がある。このため、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、相手方に対してSDS（安全データシート）を提供することを義務付けるとともに、容器等に必要な表示を行うよう努力することとしている。

(3) 災害時の化学物質対策

首都圏に大規模地震や大型台風などに伴う水害等が発生した際に、化学物質を取り扱う事業所からの化学物質の漏えい・流出等による環境汚染を最小限に抑えていく必要がある。

都では、化学物質適正管理指針を改正し、事業者が講じるべき措置として平成25年10月に震災対策を、令和2年11月に水害等への対策を盛り込むとともに、化学物質取扱事業者の参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」や「水害対策マニュアル」を作成し周知している。

また、適正管理化学物質取扱事業者には、震災及び水害等への対策について検討し、化学物質管理方法書に記載するよう求めている。

さらに、令和3年度からは、化学物質取扱事業者に対して水害時等に工場等からの化学物質の流出を防止するための技術的な助言を行うなど、支援策を実施している。

2 リスクコミュニケーション

P R T R制度や化学物質適正管理制度による化学物質の排出量に関する情報の公表に伴い、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが求められている。

このため、東京都は平成14年度から平成21年度までリスクコミュニケーション事例報告会を毎年度実施し、リスクコミュニケーションの普及促進を図ってきた。

また、平成18年7月に、学識経験者等で構成する「化学物質対策検討会」を設置し、地域ごとの特性に応じたきめの細かい化学物質対策を実施し、効果的に地域環境リスクを低減するための検討を行い、平成18年度に「地域性を考慮した化学物質対策のあり方について」報告書に取りまとめた。

平成19年度から平成23年度まで、報告書で示されたリスクコミュニケーションを進めていく手順例等を踏まえ、都内のモデル地域において、複数の事業者や住民に働きかけ、「リスクコミュニケーション推進地域モデル事業」を実施した。

このほか、リスクコミュニケーションに対する事業者としての取組姿勢や市民との関わりについての講演会を平成26年度まで実施し、資料をホームページで公開している。

3 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ごみの焼却等に伴って非意図的に生成されるほか、過去に使用された農薬等の不純物として環境中に放出されている。ダイオキシン類は、急性毒性、慢性毒性、発がん性、催奇形性等が指摘されており、発生源対策を推進するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行された。

(1) 調査結果

図表2-3-28 調査結果（令和6年度）

調査対象			調査 地点 数	環境基準 達成地点数	環境濃度		環境基準	単位 (注1, 2)
					平均値	最大値		
大 気			17	17	0.0084	0.014	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公 共 用 水 域	水 質	河川	42	39	0.24	1.2	1以下	pg-TEQ/L
		湖沼	0	0	—	—	1以下	pg-TEQ/L
		海域	8	8	0.091	0.18	1以下	pg-TEQ/L
	底 質	河川	41	41	14	140	150以下	pg-TEQ/g
		湖沼	0	0	—	—	150以下	pg-TEQ/g
		海域	8	8	14	27	150以下	pg-TEQ/g
地下水			9	9	0.017	0.023	1以下	pg-TEQ/L
土 壌（一般）			17	17	2.0	14	1,000以下	pg-TEQ/g

(注) 1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1gのことで、1pg/Lは、およそ東京ドーム1杯の水に1辺が1mmのザラメ砂糖を溶かしたときの濃度に相当する。

2 TEQは、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値を意味する。

(2) 調査結果の評価

ア 大気及び土壌については、全ての地点で環境基準を大幅に下回った。

イ 公共用水域の水質については、3地点で環境基準を超過した。地下水については、全ての地点で環境基準を下回った。公共用水域の底質については、全地点で環境基準に適合した。

(3) 令和7年度の環境調査計画

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、ダイオキシン類の常時監視を行っている。

令和7年度は、次のとおりダイオキシン類のモニタリングを実施する。

ア 大気

- ・調査地点：17地点（一般環境）
- ・調査頻度：年4回、連続168時間（1週間）採取とする。

イ 水質及び底質（公共用水域）

- ・調査地点：水質50地点（河川42地点、海域8地点）、底質49地点（河川41地点、海域8地点）
- ・調査頻度：水質年1～4回、底質年1回

なお、環境基準を超える高い濃度を検出した場合、原因究明等を行う。

ウ 水質（地下水）

- ・調査地点：9地点
- ・調査頻度：年1回（地下水は水質の変動が少ないため）

エ 土壌（一般環境）

- ・調査地点：17地点
- （令和5年度に策定した調査計画に基づき実施。土壌は流動性がなく、周辺の汚染状況を推定できないため、毎年新しい地点を選定して調査）
- ・調査頻度：年1回（土壌中の汚染状況は変動しにくいいため）

図表2-3-29 調査地点の選び方と調査回数、調査時期（令和7年度）

調査対象			地点数	調査地点の選び方	調査回数及び時期	調査開始年度
大気			17	都内を16ブロックに分け、ブロックごとに1地点程度	年4回 5, 8, 11, 1月（注1）	平成9年度
公共用水域	水質	河川	41	環境基準点（注2） （一部補助点を含む。）	年1～4回 （注3）	平成8年度
		湖沼	1			平成12年度
		海域	8			平成元年度
	底質	河川	41	環境基準点（注2） （一部補助点を含む。）	年1回 （注3）	平成8年度
		湖沼	0			平成12年度
		海域	8			平成元年度
地下水		9	都内全域から、毎年新しい地点を選定（注4）	年1回 9月から10月	平成10年度	
土壌（一般）		17	都内全域から、毎年新しい地点を選定（注4）	年1回 10月から11月	平成10年度	

（注）1 大気は、1週間（168時間）連続採取している。

2 国土交通省及び八王子市の調査地点を含む。東京都及び八王子市は、ダイオキシン類濃度の低い多摩地域の地点を隔年に調査している。国土交通省は、一部の地点を3年ごとに調査している。また、一部の地点は、補助点である。

3 調査時期は、春夏秋冬（年4回地点）、春秋（年2回地点）、秋（年1回地点）である。

4 八王子市の調査地点を含む。

（4）ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法には、大気、水質、水底の底質、土壌についての環境基準（図表2-3-28参照）と、大気と水質の排出基準とが設けられている。

ア 大気及び公共用水域に排出されるダイオキシン類の規制

（7）対象施設（特定施設）

大気基準適用施設には、焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉等があり、水質基準対象施設には、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉に付属する廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等がある。

（イ）排出規制

特定施設からの排出ガス及び排水については、平成13年1月15日からダイオキシン類の濃度に係る排出基準が適用されている。

（ロ）対象事業所

図表2-3-30 ダイオキシン類対策特別措置法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和7年3月末現在）

区 分		区 部	多 摩	島 しょ	合 計
大気基準適用の事業所	廃棄物焼却炉	53	66	17	136
	製鋼用電気炉	1	0	0	1
	小 計	54	66	17	137
水質基準対象の事業所	廃ガス洗浄施設等	24	14	3	41
	下水道終末処理施設	9	8	0	17
	廃PCB又はPCB処理物の分解施設	1	0	0	1
	小 計	34	22	3	59

（イ）立入検査

令和6年度は、100事業所（大気関係41事業所、水質関係59事業所）に立入検査を行った。

(オ) 特定施設設置者の自主測定

特定施設の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類の量について毎年1回以上測定し、都道府県知事等に報告することが義務付けられている（ばいじん・燃え殻については廃棄物焼却炉に限る。）。都知事に報告された測定結果は、環境局の所管窓口及びホームページにおいて公表している。

イ 廃棄物焼却施設の解体に伴うダイオキシン類の飛散防止

都は、廃棄物焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類の飛散による生活環境の汚染を未然に防止するため、平成14年11月に「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」を定め、解体工事に伴う届出等を規定している。

(5) 環境確保条例による規制

都は、ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境等への支障を防止するため、法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡未満で、かつ、焼却能力50kg/h未満）による焼却や野外焼却を、条例により原則として禁止している。

4 有機フッ素化合物対策

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物は、総称して「PFAS」と呼ばれ、1万種類以上の物質があるとされており、幅広い用途で使用されている。PFASのなかでもペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、現在では国内の製造・使用が原則禁止されており、国は、令和2年に公共用水域や地下水についてPFOSとPFOAの合算として暫定指針値*（50ng/L）を設定した。都は、水道水の安全性を確保するとともに、都内全域で地下水の調査を実施している。

また、関係局が連携して、暫定指針値*を超過した地下水を飲用しない取組の徹底を図っている。

*令和7年6月末から指針値に変更

(1) 区市町村と連携したPFOS等地下水調査促進事業

都は、都内における地下水中のPFOS等の状況を機動的かつ丁寧に把握するため、都の追加調査を補完する区市町村のPFOS等調査について費用の一部を負担する。

(2) PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

都は、都内の駐車場における固定式泡消火設備に設置されているPFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に転換する費用の一部を補助し、転換促進を図ることで環境中への排出を防止していく。

第 6 節 産業保安対策

[環境改善部環境保安課]

1 高圧ガスの保安対策

(1) 高圧ガスの用途とその危険性

高圧ガスは、工業原料やエネルギー源などとして、鉄鋼、化学、土木・建設業等で幅広く利用され、更に食品、医療などを含むあらゆる産業分野で、多岐にわたって用いられている。

また、生活関連分野においても、①冷媒用（冷凍、冷蔵、冷房など）、②燃料用（家庭、自動車など）、③医療用、④消火用、⑤スクーバダイビング、⑥消毒殺虫用、⑦清涼飲料用、⑧化粧品等各種エアゾール用、⑨緩衝装置用（椅子用、自動車用）等に広く利用されてきている。

このように広範囲にわたる高圧ガスの普及は私達の生活に利便をもたらす一方、その特性による危険性も内包している。

高圧ガスは、①容器等に高い圧力で充てんされているので外観上の体積は小さいがその保有しているエネルギーが大きい、また、ガスの種類によっては②毒性が強い、③燃焼性が高い、④燃焼を助長する、などの危険な性質を持っているものがあるため、徹底した保安対策が常に必要である。

(2) 法に基づく高圧ガスの規制・指導

都は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱い並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するよう努めている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき、一般消費者等に対する液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）の販売及びL P ガス器具等の製造・販売等を規制して災害を防止するとともに、取引を適正にすることにより公共の福祉の増進に努めている。

ア 対象事業所数

図表2-3-31 高圧ガス保安法関係対象事業所数（令和7年3月末現在）

区分	規制 態様	23区 ・ 島しょ	多摩	合計	内 訳								
					一 般 ガ ス			冷 凍 ガ ス			L P ガ ス		
					23区 島しょ	多摩	計	23区 島しょ	多摩	計	23区 島しょ	多摩	計
第一種製造所	許可	534	147	681	99	60	159	390	56	446	45	31	76
第二種製造所	届出	6,021	1,468	7,489	982	254	1,236	5,030	1,207	6,237	9	7	16
第一種貯蔵所	許可	89	47	136	82	37	119	0	0	0	7	10	17
第二種貯蔵所	届出	1,356	339	1,695	1,332	329	1,661	0	0	0	24	10	34
販 売 所	届出	9,896	1,819	11,715	3,697	1,013	4,710	5,014	473	5,487	1,185	333	1,518
登録容器検査所	登録	77	33	110	77	32	109	0	0	0	0	1	1
特定高圧ガス消費事業所	届出	81	47	128	79	38	117	0	0	0	2	9	11
合 計		18,054	3,900	21,954	6,348	1,763	8,111	10,434	1,736	12,170	1,272	401	1,673

(注) 1 一般ガスの種類（例）酸素、アセチレン、窒素、ヘリウムなど
2 冷凍ガスの種類（例）冷凍設備のアンモニア、フルオロカーボンなど

図表2-3-32 液化石油ガス法関係対象事業所数（令和7年3月末現在）

区分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合計
販売事業者	登録	181	229	410
認定販売事業者	認定	1	4	5
認定保安機関事業者	認定	176	188	364
貯蔵施設	許可	15	6	21
特定供給設備	許可	3	16	19
充てん設備	許可	0	25	25
設備工事事業者	届出	702	699	1,401
合 計		1,078	1,167	2,245

（注）本表の事業者は、液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

イ 許可等件数

図表2-3-33 高圧ガス保安法関係許可等件数（令和6年度）

区分	23区・島しょ	多摩	合計	内 訳								
				一 般 ガ ス			冷 凍 ガ ス			L P ガ ス		
				23区 島しょ	多摩	計	23区 島しょ	多摩	計	23区 島しょ	多摩	計
許可（製造、貯蔵、特別充填）	66	37	103	25	14	39	31	5	36	10	18	28
届出（製造、貯蔵、販売等）	3,554	972	4,526	1,912	533	2,445	1,418	250	1,668	224	189	413
登録（容器検査所）	7	2	9	7	2	9	0	0	0	0	0	0
検査（完成、保安、立入）	313	113	426	152	67	219	22	7	29	139	39	178
合 計	3,940	1,124	5,064	2,096	616	2,712	1,471	262	1,733	373	246	619

図表2-3-34 液化石油ガス法関係許可等件数（令和6年度）

区分	23区・島しょ	多摩	合計
登録（販売事業者）	0	0	0
認定（販売、保安機関、他）	53	48	101
認可（一般消費者等の数の増加等）	0	5	5
許可（貯蔵、特定供給、充てん設備）	0	4	4
届出（設備工事事業所等）	137	278	415
検査（完成、保安、立入）	120	87	207
合 計	310	422	732

ウ 事故発生状況

図表2-3-35 高圧ガス事故の推移

(※) 高圧ガス保安法 (※※) 液化石油ガス法

年 区 分		30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
一般ガス (※)	件 数	11	10	10	18	13	14	20
	死 者	0	1	0	7	0	0	0
	負傷者	0	4	0	3	0	1	2
冷凍ガス (※)	件 数	71	31	25	21	35	24	23
	死 者	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	0	0	0	0	0
L P ガス (※※)	件 数	9	14	13	9	9	9	14
	死 者	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	0	0	1	0	1	0
合 計	件 数	91	55	48	48	57	47	57
	死 者	0	1	0	7	0	0	0
	負傷者	3	4	0	4	0	2	2

- (注) 1 故意による事故を除く。
 2 L P ガスの移動中の事故等は一般ガスに含む。
 3 報告日を基準に集計している。

(3) 自主保安の推進

「東京都高圧ガス等安全対策会議」の提言を受け、平成21年度に都は「高圧ガスの安全な取扱のための自主保安取組推進指針」を策定した。この指針は、高圧ガスやL P ガスを取り扱う事業者及び消費者が自主的な保安活動に容易に取り組めるよう、取り組むべき事項を事業者の種類ごとに分かりやすく示し、事故の未然防止と自主保安活動の推進を目指すものである。

また、民間事業者による自主的な保安活動を促進するため、高圧ガス保安協会等の関係機関と連携して、自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実に努めている。主な行事として、①自主保安活動の促進及び保安意識の高揚を図るための高圧ガス保安活動促進週間（事業所への立入指導、ポスター及び標語の掲示、都知事表彰等）、②高圧ガス防災訓練等を実施している。

(4) 高圧ガスの免状交付

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づき、高圧ガス関係の免状（製造保安責任者、販売主任者等）の交付を行っている。令和6年度の交付実績は1,516件である。

2 高圧ガス施設の震災対策

(1) 高圧ガス施設の安全性の確認

平成23年3月に発生した東日本大震災により高圧ガス施設が甚大な被害を受けたことから、平成24年度に検討会を設置し、「災害時の安全性の確保」及び「災害時におけるL P ガスの活用」について検討した。平成24年度の検討結果を踏まえ、都内に所在する高圧ガス保安法で定める耐震設計構造物を設置している281事業所（390施設）について、専門家を派遣して施設の耐震基準適合状況や経年劣化状況の調査を3年計画（平成25～27年度）で実施した。

平成28年度から平成29年度にかけて、劣化が確認された施設への立入検査を実施し、耐震性能の状況を確認するとともに、施設の改修など適切な維持管理について指導した。

(2) 高圧ガス事業所の防災計画

高圧ガス事業所（第一種製造事業所や第一種貯蔵所など）は、東京都震災対策条例に基づき、防災計画の作成が必要となる。

また、高圧ガス事業所のうち第一種製造事業所に対しては、高圧ガス保安法により「危害予防規程」の提出が義務付けられている。都は平成25年9月に「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」を改定し、法に定める「危害予防規程」を具体的に分かりやすく作成するよう指導している。

(3) 高圧ガス地域防災組織の育成強化

昭和60年7月、都の指導により、高圧ガスに係る地域防災組織として東京都高圧ガス地域防災協議会（以下この節において「協議会」という。）が発足した。協議会は、地域防災活動を一層強化するため、東京都震災対策条例第36条の規定に基づく業種別の防災組織として位置付けられている。

現在、協議会には公益社団法人東京都高圧ガス保安協会、一般社団法人東京都LPガス協会、一般社団法人東京都LPガススタンド協会を中心として約800事業所が加盟し、業態ごとに4部会（一般ガス、冷凍、LPガス地域防災、LPガススタンド）が組織されており、地震や事故による災害防止のための相互援助活動、応援活動などの自主防災事業が実施されている。

また、部会のうちLPガス地域防災部会では、一般消費者等からのガス漏れなどの通報に対処するため、特別に緊急出動体制が整備されている。

さらに、協議会の相互援助活動、応援活動における体制として、通常事故時の防災活動の体制のほか、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震時の防災活動についても協議会規約に基づき具体的に震災時防災活動実施要領（平成7年12月策定）を定めている。

また、都は、災害時の被害情報収集や応援活動における情報通信体制を強化するため、平成24年度には協議会本部に、平成26年度には協議会各支部に、業務用MCA無線機42台を配備、さらに、平成29年度には3台、平成30年度には16台を追加配備し、非常災害時でも円滑に活用できるよう、定期的に通信訓練を実施している。

(4) 高圧ガス防災訓練の実施

都では、昭和47年以来毎年、協議会と共催で高圧ガス防災訓練を実施している。これは、自主防災組織相互間の緊密な協力体制を確立するとともに、参加者の保安意識の高揚を図ることを目的として行われており、高圧ガスを用いた実験や実践的な基礎訓練、高圧ガス輸送中の災害等を想定した総合訓練で構成されている。

例年10月に、協議会の構成事業所のほか、警視庁、東京消防庁、訓練会場所在地の管轄警察署・消防署の参加・協力を得て訓練を実施しており、令和6年度は10月17日に「都立葛西臨海公園」（江戸川区）において実施し、計639名が参加した。

(5) 災害時におけるLPガスの活用

平成24年度の検討結果を踏まえ、平成26年5月19日に、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会との間で、「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」を締結し、避難所を管理運営する区市町村からの要請に基づくLPガス等の優先供給や、緊急通行車両の登録に関する仕組みを構築した。

3 L P ガスボンベの自然災害対策

都は、令和4年12月末にT O K Y O 強靱化プロジェクトを策定し、その施策の一つとして、激甚化する水害から都民を守るため、浸水のおそれがある地域において、L P ガスボンベの流出防止に向けた機器等の導入を促進することとした。

L P ガスボンベの流出防止措置が義務付けられた令和6年6月1日までにベルト・チェーン、容器収納庫等の安全機器を導入した販売事業者に対して補助を行った（令和5年4月から令和6年6月まで）。

令和7年度は、浸水地域にL P 供給先を持つ販売店のうち、対策未実施である可能性が高い販売店に対して立入検査を実施し、措置状況を確認する。

4 L P ガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた支援

エネルギー価格の高騰の影響により、L P ガスの小売価格の上昇・高止まりした状況を背景に、都は、「第6回エネルギー等対策本部」において国の臨時交付金を活用した支援事業を実施することとした。

L P ガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた緊急対策として、販売事業者を通じた値引き支援を実施している。

ア 支援額 1世帯等当たり最大3,000円

イ 支援対象期間 （令和5年度上半期）令和5年4月から同年9月まで

（令和5年度下半期）令和5年10月から令和6年3月まで

（令和6年度）令和6年10月から令和7年3月まで（臨時交付金なし）

（令和7年度）令和7年4月から同年9月まで

ウ 支援方法 L P ガス販売事業者は、契約先の使用料金から値引きし、都は、同事業者に対して値引き額に応じた補助を実施

なお、L P ガス販売事業者に対しては、事務経費を支援

5 火薬類、猟銃等の規制指導

火薬類は、土木工事・採石事業から打揚煙火（花火）・おもちゃ花火等に至るまで、産業、娯楽、スポーツ、救命用などに広く利用されており、都民生活に深いつながりをもっているが、事故等が発生した場合は、都民生活を大きく脅かすことになるため、適正な管理・使用が求められる。

また、猟銃等についても使い方によっては危険な凶器となる。このため、都は、火薬類及び猟銃等の取扱いを規制することにより公共の安全を確保している。

(1) 火薬類の指導取締り

ア 火薬類の指導取締り

火薬類については、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその他の取扱いについて厳しく規制されている。

都は、同法に基づき、許認可、届出の受理、完成・保安・立入の各検査などを行っている。

また、都、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部の四者による連絡会議を定期的に開催する

とともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。

一方、火薬類の保安を確保するためには、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織（昭和44年設立、昭和55年社団法人化）し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。

このように、都は、関係事業者及び関係保安団体との連携と相互協力のもとに、火薬類による事故防止のための施策を進めている。

令和6年度は危害予防意識の高揚を図るため6月に火薬類危害予防週間を設定し、ポスター配布、販売事業者を対象とした保安講習会、火薬類取扱事業者への立入検査を実施した。

図表2-3-36 火薬類関係事業所数(令和7年3月末現在)

区 分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合 計
火薬類販売所	許可	206	34	240
火薬庫	許可	14	92	106
火薬庫外貯蔵施設	指示	302	101	403
合 計		522	227	749

(注) 火薬庫外貯蔵施設とは、火薬類を少量貯蔵する比較的危険性の少ない施設である。

図表2-3-37 火薬類関係許可等件数(令和6年度)

区 分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合 計
販売、消費、輸入等	許可	318	146	464
保安教育計画認可	認可	10	2	12
完成、保安、立入	検査	57	264	321
火薬庫外貯蔵施設、設置場所等の指示	その他	6	10	16
合 計		391	422	813

イ 火薬類の免状交付

火薬類取締法に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者の免状の交付を行っている。令和6年度の交付実績は241件である。

ウ 火薬類の事故対策

平成12年8月に、あきる野市にある火薬庫1棟の爆発事故が発生した。この事故で火薬庫は全壊したが、人的な被害はなかった。

しかし、火薬類による爆発事故という事態を重視し、学識経験者、経済産業省、警視庁、東京消防庁から成る事故対策連絡会を設け、原因を究明した結果、落雷による影響が強いとの結論を得た。

このため、再発防止策として、事故を起こした会社に対し、避雷装置の維持管理などの充実、静電気感度の高い火薬類の適正管理、火薬類の安定度試験の実施の徹底などの指導を行った。

また、平成20年11月に、渋谷区内にある住宅兼事業所で演出効果用の煙火が原因と思われる火災が発生し、5名が死傷した。

このため、直ちに火薬類に関係する都内の団体や取扱事業者に対し、文書による注意喚起を行うとともに、火薬庫外貯蔵施設に対する緊急立入検査を実施した。さらに、平成21年5月には、演出効果用の煙火を取り扱う事業者を対象とした保安講習会を開催し、火薬類の安全確保の徹底を図った。

(2) 火薬類の震災対策

阪神・淡路大震災を教訓として、都は、平成8年4月に①平常時・警戒宣言時・発災時の事業者等の標準的対応、②警戒宣言時等の伝達体系・伝達内容等を定めた「火薬類保管施設の震災対応」を取りまとめた。

(3) 猟銃等の指導取締り

猟銃等（猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃及び空気銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法（公安委員会所管）により所持が規制されるとともに、武器等製造法により製造、販売、その他の取扱いが規制されている。

都では、武器等製造法に基づく製造、販売等の許可及び許可事業者への定期的な立入検査を行っている。

なお、猟銃等の指導取締りに当たっては、取締行政の統一を図り、安全確保に万全を期すため、警視庁と適宜、情報交換等を行っている。

図表2-3-38 猟銃関係事業所数（令和7年3月末現在）

区 分	規制態様	23区・島しょ	多摩	合 計
製造事業者	許可	37(35)	6(5)	43
販売事業者	許可	36	5	41
合 計		73	11	84

（注）製造事業者欄の（ ）は、販売事業許可も取得している製造事業者数

6 電気工事業者等の規制指導

電気は、発電所で発電され送電線によって一次、二次変電所等を経て、需要者である一般家庭商店、ビル、工場等に供給される。

需要者段階での電気工作物の保安を確保するために、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事二法」という。）が定められている。

都は、電気工事二法に基づく電気工事士の免状交付、電気工事業を営む者の登録等を行うとともに、電気工事を行う者に対する規制・指導などを行っている。

令和7年度は、今後、法に基づく電気工事業者の登録申請手続きのオンライン化を推進するための調査を実施する。

（1）電気工事士免状の交付

電気工事に従事する者の資格及び業務を定め、電気工事の欠陥による災害を防止する目的で、電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付などを行っている。令和6年度の実績は第一種電気工事士985件、第二種電気工事士6,117件、再交付388件、書換え21件である。

（2）電気工事業の規制指導

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づいて一般用（一般家庭、商店等）及び自家用（ビル、工場等）の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録事務、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行っている。令和6年度末における電気工事業者数は10,958件で、そのうち592件が令和6年度中の新規登録・届出業者である。

（3）電気用品の販売指導

電気用品による危険と障害の発生を防止することを目的として、電気用品安全法に基づき電気用品販売店の立入検査等を行っている。

電気用品には、特に危険又は障害の発生するおそれが多い特定電気用品（116品目）と特定電気用品以外の電気用品（341品目）がある。

都及び区市は、不法な電気用品が販売されないように立入検査等を行っている。令和6年度の立入検査件数は、78件である。

第 7 節 公害防止管理者

[環境改善部計画課]

公害防止管理者制度は、産業公害の発生源である工場に、一定の資格を有する公害防止管理者等を置くことにより、企業自身が公害防止に対する意識を持つようにするとともに、工場内において公害防止の技術管理等が十分図られるように組織体制を整備するものである。

現在、都では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づくものと環境確保条例に基づくものと二つの公害防止管理者制度を並行して実施している。

1 法律に基づく公害防止管理者等の設置

(1) 制度の内容

法律の制度は、公害防止管理者とこれらの者を統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

公害防止管理者は、工場における施設の区分及び工場の規模に応じて異なる公害防止管理者を選任することとなっており、その資格は12種類ある。

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、特定の施設を設置しているものである。

(2) 都における事務

都においては、法律に基づく公害防止管理者等の選任指導及び選任に伴う届出書の受理に係る事務を行っている。ただし、八王子市の区域に設置されている工場に係るこれらの事務は八王子市が行っている。

また、騒音又は振動の発生施設のみが設置されている工場に係るこれらの事務は、区市が行っている。

2 条例に基づく公害防止管理者の設置

(1) 制度の内容

都は、中小企業の多い東京の現状から、中小規模の工場も公害防止管理者の設置対象としている。環境確保条例では、条例で規定する工場のうち、公害を発生させる可能性の高い工場（条例別表第8に掲げる工場並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場）に、公害防止管理者の設置を義務付けている。

また、これらの工場を業種、業態及び従業員の規模により一種又は二種に2区分し、公害防止管理者の設置を義務付けている。

(2) 令和6年度の講習の実施結果

公害防止管理者の資格としては、都等が行う講習を修了することとなっている。

また平成13年度からは、法律に基づく公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者は、都への登録申請により条例に基づく公害防止管理者（一種）の資格も有するものとした。

なお、都が実施する公害防止管理者講習は、例年4回程度である。

図表2-3-39 東京都公害防止管理者講習の実施結果（令和6年度）

種別等 区 分	一 種		二 種		計	
	申込者数	修了者数	申込者数	修了者数	申込者数	修了者数
都実施講習	89	89	99	95	188	184
指 定 講 習	66	46	—	—	66	46
計	155	135	99	95	254	230

(3) 東京都公害防止管理者登録者数

令和7年3月末現在の東京都公害防止管理者登録者数は、一種16,191人、二種43,996人で、合計60,187人である。

第 8 節 一般廃棄物対策

[資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課]

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、基本的には区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。

1 一般廃棄物の現状

都内の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び最終処分量の推移は次の表のとおりである。

図表2-3-40 ごみ量の推移（都全体）

（単位：トン）

年度	収 集 量						持込量	集団回収量	合 計
	可 燃	不 燃	粗 大	資 源	有 害	計			
元	2,262,201	92,291	86,448	569,163	1,701	3,011,804	1,157,668	236,807	4,406,279
2	2,308,330	95,477	96,577	622,593	1,888	3,124,865	898,070	221,201	4,244,136
3	2,243,827	84,424	97,876	613,085	1,773	3,040,985	928,278	213,899	4,183,162
4	2,179,855	76,507	94,997	601,672	1,735	2,954,766	992,199	205,325	4,152,290
5	2,101,008	69,553	88,833	582,871	1,642	2,843,907	1,002,490	198,585	4,044,983

（注）1 管路ごみは可燃ごみに含めている。

2 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

図表2-3-41 最終処分量の推移

（単位：トン）

年度	23区	多摩地域	島しょ地域	都全体
元	298,667	1,468	3,067	303,202
2	247,227	1,453	2,769	251,449
3	219,686	1,347	2,663	223,696
4	219,883	1,343	2,479	223,705
5	182,692	989	2,098	185,779

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(1) 23区のごみ

23区は、平成12年4月に清掃事業が都から区へ移管されたことに伴い、東京二十三区清掃一部事務組合を設立し、各区がごみの収集・運搬、資源の回収を行い、東京二十三区清掃一部事務組合がごみの中間処理（焼却・破砕など）を行っている。

23区は、各区の特性を生かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開する一方、東京二十三区清掃一部事務組合での共同処理において、焼却灰の資源化事業として、平成27年度からは焼却灰のセメント原料化、令和2年度から焼却灰の徐冷スラグ化、令和4年度から焼却灰の焼成砂化を本格的に実施するなど、ごみの減量化や資源化に努めている。

23区が使用している最終処分場として、東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場がある。今後、新海面処分場の埋立終了後は23区で最終処分場を確保することとなっているが、東京都内での最終処分場の確保は困難であり、できる限り長期間使用することが求められる。そのため、ごみの減量・リサイクルを一層推進するとともに、出されたごみについ

ては中間処理により、徹底した減量減容を図る必要がある。

図表2-3-42 ごみ量の推移（23区）

（単位：トン）

年度	収 集 量						持込量	集団回収量	合 計
	可 燃	（うち管路）	不 燃	粗 大	資 源	計			
元	1,679,872	(3,930)	37,781	64,508	330,958	2,113,119	984,155	167,011	3,264,285
2	1,711,830	(2,636)	37,574	72,055	367,442	2,188,901	738,354	158,754	3,086,009
3	1,661,496	(2,808)	31,777	74,037	363,386	2,130,696	766,169	154,840	3,051,705
4	1,611,798	(3,111)	27,559	72,407	355,633	2,067,397	828,392	148,142	3,043,931
5	1,555,840	(3,431)	25,728	67,268	347,307	1,996,143	836,723	144,913	2,977,780

（注）1 管路ごみは可燃ごみに含めている。

2 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

（2）多摩地域のごみ

多摩地域では、廃棄物処理施設の整備や管理運営を効率的に行うため、多くの市町村において一部事務組合による共同処理が行われている。最終処分場については全市町村において単独又は共同で確保されている。

多摩地域においても、今後、新たな処分場の確保は困難なため、現在使用中の処分場をできるだけ長く使用する必要がある。

そのため、多摩地域の25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合では、「三多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画」（現在は第6次計画）に基づき、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化のため、構成団体に対して一定量のごみ減量化の努力義務を課し、減量化目標を達成した場合、負担金を軽減する仕組みを導入している。

多摩地域の市町村は、ごみ減量化を推進する上で有効な手段である家庭ごみの有料化を30市町村のうち29市町村が実施しており、有料化実施率は97%となっている。

また、資源ごみ収集の実施、中間処理施設における資源物の回収や、集団回収の実施など、市民や事業者の協力を得て積極的にリサイクルを推進している。

さらに、最終処分量の一層の削減を目指し、東京たま広域資源循環組合では、焼却灰のエコセメント化施設を整備し、平成18年7月から本格稼働している。

図表2-3-43 ごみ量の推移（多摩地域）

（単位：トン）

年度	収 集 量						持込量	集団回収量	合 計
	可 燃	不 燃	粗 大	資 源	有 害	計			
元	575,127	54,015	21,895	237,285	1,687	890,009	167,000	69,795	1,126,804
2	589,834	57,419	24,476	254,222	1,874	927,825	153,857	62,446	1,144,128
3	575,586	52,191	23,789	248,738	1,756	902,060	157,218	59,058	1,118,336
4	561,381	48,540	22,538	244,847	1,720	879,026	158,940	57,182	1,095,148
5	538,918	43,418	21,529	234,529	1,633	840,027	161,069	53,672	1,054,768

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

（3）島しょ地域のごみ

島しょ地域では、各町村が焼却施設を有し、可燃ごみの全量焼却が可能となっている。

これらの施設は、老朽化の進んだものから順次、建替工事等を進めている。

図表2-3-44 ごみ量の推移（島しょ地域）

（単位：トン）

年度	収 集 量						持込量	集団回収量	合 計
	可 燃	不 燃	粗 大	資 源	有 害	計			
元	7,202	495	45	920	14	8,676	6,513	1	15,190
2	6,666	484	46	929	14	8,139	5,859	1	13,999
3	6,745	456	50	961	17	8,229	4,891	1	13,121
4	6,676	408	52	1,192	15	8,343	4,867	1	13,211
5	6,250	407	36	1,035	9	7,737	4,698	0	12,435

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

（4）し尿処理

23区のし尿処理は、平成10年4月からし尿の海洋投入を止め、民間処理を除いた全てを下水道投入により処分している。

また、事業系し尿の収集・中間処理等については、事業者処理責任の徹底及び民間業者への移行を図ることを目的として、平成10年7月から有料化された。

なお、平成13年4月から事業系し尿の処理については、全量民間業者により処理されている。

多摩地域のし尿処理は、し尿処理施設や下水道投入で処理されているが、公共下水道の普及に伴うし尿収集量の減少により、処理施設の適正な維持管理が困難になりつつあるため、一次処理して公共下水道へ放流するための施設の改造や、処理施設の効率的運用を図るための広域的対応が課題となっている。

図表2-3-45 し尿収集量の推移（都全体）

（単位：kL）

年度	23区	多摩地域	島しょ地域	計
元	14,671	39,255	25,570	79,496
2	15,240	36,923	24,853	77,016
3	14,812	35,124	24,711	74,647
4	14,083	33,861	21,889	69,833
5	13,850	32,982	23,887	70,719

2 区市町村の清掃事業に対する支援

都は、各区市町村の清掃事業が円滑に実施できるよう、広域自治体としての立場で連絡調整や、技術的及び財政的支援を行っている。

（1）特別区への支援

平成12年4月1日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行された。このことにより、都が実施してきた区部のごみ・し尿の収集・運搬、中間処理、最終処分の清掃事業は、市町村と同様に、基礎的な地方公共団体に位置付けられた各特別区が行っている。

ア 特別区は、自ら一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ・し尿の収集・運搬作業やごみの大規模排出事業者に対する排出指導などを実施している。

イ 可燃ごみ・不燃ごみの中間処理については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、清掃工場の整備・管理運営と併せて、共同処理している。

ウ ごみの最終処分については、都が特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受け

て、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分を行っている。

都は、広域自治体としての立場から、各区が進める総合的なリサイクル・清掃事業や中間処理に関して、必要な技術的支援を行っている。

(2) 多摩地域への支援

多摩地域では、特に最終処分場の確保が清掃事業における最大の課題となっている。多摩地域の25市1町は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現在の東京たま広域資源循環組合）を設立し、日の出町の谷戸沢廃棄物広域処分場へ昭和59年4月からごみの搬入・埋立を行ってきたが、平成9年度に埋立を終了している。その後、平成10年1月からは、同じく日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場にごみを搬入し、埋立処分を行っている。

しかしながら、これに続く最終処分場の確保は極めて厳しい状況にあり、より一層の最終処分量の削減が求められている。このため、都は、平成9年7月に多摩地域の全市町村に対し、焼却灰の全量資源化が可能なエコセメント技術の導入についての提案を行った。これを受けて、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合は焼却灰のエコセメント化施設の整備を進め、平成18年7月から本格稼働させた。これにより焼却灰の有効利用と、最終処分量の大幅な削減が可能となった。

都は、広域自治体としての立場から、多摩地域の市町村が行う廃棄物処理事業やリサイクル事業が円滑に進むよう、市町村や一部事務組合と連携し、支援を行っている。

(3) 島しょ地域への支援

島しょ地域では、地理的条件や社会的条件から、びん・缶等資源の回収をはじめ、し尿の処理や最終処分場の整備などに多くの課題を抱えている。

平成11年7月から、遮水シート等を有していない島しょ地域の最終処分場では焼却灰の埋立処分ができなくなった。このため、島しょ町村は、平成13年5月に東京都島嶼町村一部事務組合で、管理型最終処分場を大島及び八丈島に整備することとした。平成17年度末に大島管理型最終処分場が、平成24年10月に八丈島管理型最終処分場が完成し、自らの管理型最終処分場を有する小笠原村を除く島しょ町村の焼却灰の共同処理が行われている。

都は、管理型最終処分場建設に対する技術的・財政的支援を行ってきた。

今後も、島しょ町村が行う施設整備などの事業が円滑に進むよう、町村や一部事務組合と連携し、各島の実情を踏まえた支援を行っている。

(4) 焼却灰溶融スラグの有効利用

区部や多摩地域の一部では、清掃工場から排出する焼却灰を減容化及び安定化し、また、焼却灰を資源化するために溶融固化したスラグを生産している。溶融スラグは、砂の代替材料として土木資材などとしての使用が可能であり、その利用見通しに沿った需要量を確保する必要がある。

都では、「東京都建設リサイクルガイドライン」において、環境物品として位置付け、溶融スラグの利用の推進を図っている。

(5) 財政的支援

ア 廃棄物処理施設整備事業

都は、適正処理、公害防止、広域処理の観点から市町村が行う施設整備に対して、財政的な補助を行っている。

補助対象事業は、①ごみ処理施設、②エコセメント化施設、③廃棄物再生利用施設、④埋立処分地施設、⑤汚泥再生処理センター、⑥コミュニティ・プラントとしている（①、③、⑤、⑥は島しょに限る。）。

なお、国は廃棄物の資源循環の推進や広域処理の観点から、平成17年4月1日から循環型社会形成推進交付金を制度化している。交付金は、区市町村が5年（最長7年）の期間における一般廃棄物処理全般について計画した循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境大臣の承認を受けることが必要である。都は、この計画を作成する区市町村に対して、広域的自治体としての立場から助言・技術的支援を行っている。

イ ごみ減量化推進対策事業

区部や多摩地域に比べごみの減量やリサイクルの施策が遅れている島しょ地域の町村に対し、廃棄物の減量推進や適正処理等の事業を補助対象として補助を行っている。

図表2-3-46 都費補助の実績

年 度		2	3	4	5	6
施設整備事業	金額(千円)	0	30,566	68,329	192,330	32,242
	件数	0	2	3	4	2
ごみ減量化事業	金額(千円)	1,539	6,326	4,355	15,495	0
	件数	1	3	3	2	0

(6) TOKYO海ごみゼロアクション（海岸漂着物対策推進事業）

海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」^(注)（通称：海岸漂着物処理推進法）が平成21年7月に施行された。これにより、海岸管理者等の処理責任が明らかになるとともに、都道府県は海岸漂着物対策を重点的に実施する地域や各主体の役割分担を示した地域計画を策定することとなった。都では、令和7年3月に小笠原諸島における地域計画及び伊豆諸島における地域計画を改定した。各地域計画に基づく海岸漂着物の円滑な処理を推進していくとともに、海岸を有する地域だけでなく、全ての地域に共通の課題との認識のもと、海ごみについてのショートムービーを作成するなど発生抑制に向けた取組等の普及啓発を行っている。（注）平成30年6月法律名改正

さらに、海洋へのプラスチックごみの流出防止に向け、東京の海ごみ問題を都民に広く啓発し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO海ごみゼロアクション」を展開している。

また、海ごみやマイクロプラスチックの実態を把握するため、継続的なモニタリング調査を実施していく。

図表2-3-47 海ごみについてのショートムービー



3 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導、廃棄物再生事業者の登録等

(1) 設置許可・届出

ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場は、一般廃棄物の処理にとって欠くことのできないものであるが、その構造や維持管理によっては生活環境の保全上、重大な問題を引き起こすおそれがある。

このため、一般廃棄物処理施設（※）を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要である。

都知事は、事業者からの焼却施設と最終処分場の設置・変更の許可申請があった場合は、当該施設の設置場所及びその内容を告示するとともに、申請書を30日間都民の縦覧に供し、関係住民からの意見の提出を受けることや関係区市町村長及び専門的知識を有する者からの意見聴取を行う。

都は、許可や届出受理に際して、施設の設置及び維持管理に関する計画が法令上の基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものかについて審査を行っている。基準に適合していない場合には、許可申請では不許可となり、届出施設では計画の変更又は廃止を命ずることができる。

令和7年4月1日現在の区市町村等設置施設は116施設、事業者等設置施設は71施設である。

※① ごみ処理施設：処理能力が1日5t以上（焼却施設にあっては、処理能力1時間当たり200kg以上又は火格子面積2㎡以上）

② し尿処理施設：規模に関係なく、全てが対象

③ 一般廃棄物最終処分場：規模に関係なく、全てが対象

(2) 維持管理指導

一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。

なお、焼却施設や最終処分場は、地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、維持管理に関する点検及び検査等の記録を当該施設に備え置くとともに、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない。また、平成23年4月からは、インターネット等を利用した維持管理情報の公開が義務付けられた。

そのほか、平成23年4月からは焼却施設及び最終処分場等の許可施設について、都による定期検査を義務付けられ、都はこれまでの立入検査と併せて施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

(3) 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の促進のため、一定の要件を満たした事業場を登録することにより、優良事業者の育成を図るものである。

また、登録を受けた業者に対し、区市町村が必要な協力を求めることができるという法律の枠組みは、区市町村と廃棄物再生事業者との連携・協力体制をつくるものとなる。

この再生事業者登録では、現に事業を行っている要件を満たす事業者の申請により登録を行い、登録後は毎年の実績報告を求めている。

令和7年4月1日現在、都内での登録事業場は299件である。

図表 2-3-48 一般廃棄物処理施設数(令和 7 年 4 月現在)

		区市町村等設置施設 116(7)			民間事業者等設置施設 71(3)			合計
		区部	多摩	島し よ	区部	多摩	島し よ	
焼却施設	稼動中	20	13 (2)	9	3	4	0	53 (3)
	建設中	1	1	0	0	0	0	
	休止中	0	1 (1)	1	0	0	0	
粗大・不燃・資源化 施設	稼動中	8	25 (2)	2	36	18 (2)	3	95 (4)
	建設中	0	1	0	0	1	0	
	休止中	0	0	1	0	0	0	
固形燃料化施設・高 速たい肥化施設	稼動中	0	1	0	2	0 (1)	0	3 (1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
パイプライン施設	稼動中	1	0	0	0	0	0	1
	休止中	0	0	0	0	0	0	
し尿処理施設	稼動中	0	6 (1)	8	3	1	0	18 (1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
最終処分場	稼働中	2	3	8	0	0	0	15 (1)
	建設中	0	0	0	0	0	0	
	休止中	0	0	0	0	0	0	
	埋立終了	0	2 (1)	0	0	0	0	
焼成・熔融施設		1	1	0	0	0	0	2
		33	54 (7)	29	44	24 (3)	3	187 (10)

※ () 内数値は、八王子市内（平成27年 4 月 1 日以降、都から事務
を移管）分で外数

4 浄化槽の設置及び維持管理指導

都は、市町村の地域における浄化槽設置及び維持管理指導に関する事務のほか、浄化槽の設置に係る補助、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っている。

(1) 浄化槽の設置及び維持管理に関する指導

東京都全域における下水道の人口普及率は令和 5 年度末で約99.7%であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。

下水道の未普及地域、下水道の整備ができない地域では、台所、洗濯、風呂などの生活排水の処理は浄化槽により行う。中でも、生活排水とし尿を合わせて処理できる合併処理浄化槽の役割が非常に重要になっている。

都では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、昭和61年 2 月に「東京都生活排水対策指導要綱」を策定し、新規に設置する浄化槽については、原則、合併処理浄化槽とすることを定めた。それと共に、合併処理浄化槽を普及促進するため、昭和61年10月から「東京都合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」により、公共下水道が当分の間整備されない地域で、合併処理浄化槽設置者に対する補助事業を実施している市町村の整備計画に対し補助金の交付を開

始した。

また、平成7年12月に「し尿浄化槽の構造基準」に窒素やりんを除去することができる高度処理浄化槽の構造基準が追加されたことを契機に、平成8年7月から水質汚濁防止法の総量規制に係る指定地域における高度処理浄化槽の設置指導、平成9年4月から同地域における高度処理浄化槽の設置補助事業を開始した。

さらに、平成18年4月から、市町村が浄化槽の設置から管理までを行う「浄化槽市町村整備推進事業」に対しても、市町村の策定する整備計画に基づき、補助事業を開始した。

また、既に設置された浄化槽の維持管理については、法令等に基づき、定期的な保守点検、清掃及び法定検査などを適正に行うよう指導している。

図表2-3-49 浄化槽設置基数

区 分	区 部	多摩地域	島しょ地域	計
3年度	465 (4)	11,221 (76)	5,867 (95)	17,553 (175)
4年度	433 (1)	10,658 (60)	5,918 (73)	17,009 (134)
5年度	411 (1)	10,566 (71)	5,969 (71)	16,946 (143)

(注) () 内は新設基数

図表2-3-50 東京都市町村別合併処理浄化槽設置補助事業の実績

(単位：基)

	昭和61～ 平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合 計
八王子市	4,625	7	4	2	1	1	2	5	6	3	3	4,659
青梅市	452	22	35	35	24	14	7	8	7	8	2	614
町田市	5,803	8	5	2	5	9	15	15	0	3	1	5,866
日野市	69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69
稲城市	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
あきる野市	817	5	9	7	7	9	4	4	4	7	8	881
瑞穂町	110	5	2	1	3	0	1	0	0	0	1	123
日の出町	149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149
奥多摩町	799	2	0	0	4	1	3	0	2	4	1	816
檜原村	243	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	248
小計	13,138	49	55	48	45	34	32	33	19	26	17	13,496
大島町	749	24	34	17	21	29	17	36	36	28	34	1,025
神津島村	110	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	111
三宅村	366	1	1	3	5	2	0	6	3	3	1	391
御蔵島村	30	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	35
八丈町	613	36	33	17	25	20	14	20	23	11	13	825
小笠原村	16	1	1	0	2	1	0	1	1	3	1	27
小計	1,884	62	70	38	54	53	32	63	64	45	49	2,414
合計	15,022	111	125	86	99	87	64	96	83	71	66	15,910

(注) 表中の—は、整備計画が終了したことを示し、0は、整備計画はあるものの実績がなかったことを示す。

(2) 浄化槽保守点検業者の登録・指導

多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域で浄化槽保守点検業を営もうとする

者は、条例により知事の登録を受けなければならない。この保守点検業者の登録には、主として次の事項が要件となっている。

- ア 都内に営業所を置くこと。
- イ 営業所ごとに浄化槽管理士を置くこと。
- ウ 保守点検に必要な器具を備えること。

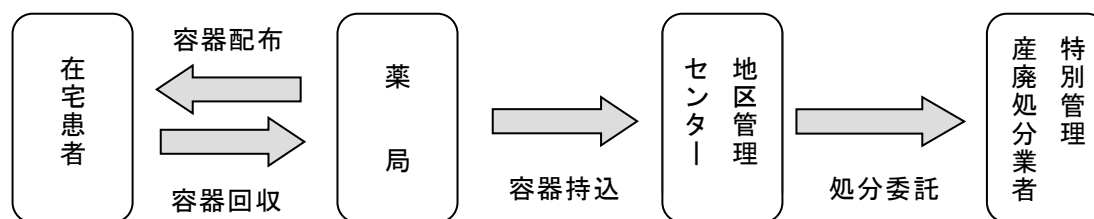
なお、浄化槽法及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、令和2年4月より、浄化槽保守点検業者は所属する浄化槽管理士に対し研修の機会を確保することが義務付けられた。

都への登録業者数は令和6年度末現在、101業者で、都は登録業者から実績報告書の提出を求めるほか、登録業者の行う保守点検について立入検査を実施し、保守点検が適正に行われるよう指導を行っている。

5 在宅医療廃棄物の適正処理

東京都薬剤師会は、東京都からの働きかけを契機に、針刺し事故防止など都民等の安全確保のため、平成14年度から家庭より排出される医療廃棄物（使用済注射針）の薬局回収を開始し、現在では、23区及び多摩地域の全域で実施している。

図表2-3-51 東京都薬剤師会加盟薬局での回収のフロー図



高齢化社会の進展と医療技術の進歩により、在宅医療は年々増加し、家庭から排出される在宅医療廃棄物は、排出量、種類とも増加しているため、在宅医療廃棄物の適正処理はますます重要となっている。そのため、都は、平成24年12月に「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」を設置し、検討を重ねた結果、平成25年11月に検討結果を取りまとめ、公表した。

また、関係団体等との協働的な取組を進めるため、平成25年度から平成29年度まで、関係団体・区市町村との意見交換会を行った。今後も引き続き、関係団体・区市町村と連携して取り組んでいく。

6 区市町村の一般廃棄物収集運搬委託業務に係る働き方改革等の推進

人手不足の深刻化や物価の上昇が続く中、一般廃棄物の収集運搬業の担い手の確保に向けては、労働環境を改善し、安定的な業務運営体制を確保することが重要である。

国は令和6年9月30日に、物価上昇等の状況を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のため、対応すべき重要事項を都道府県に通知した。これを受け、都は、各自治体の委託契約について、通知への対応状況に関する調査を実施の上、令和7年3月に「一般廃棄物収集運搬の委託業務契約に係る仕様書・原価計算書の作成マニュアル」を作成し、区市町村に提供した。

令和7年度においては、都は、一般廃棄物の収集運搬事業者等や区市町村からの契約に関わる各種相談、原価計算等の具体的な方法、労働環境整備に向けた取組などの相談を受け付け、適切な助言を行う相談窓口を設置する。また、一般廃棄物収集運搬の委託業務について、働き方改革や処遇改善、事業運営の安定化に資する区市町村の取組への補助を行う。

7 災害廃棄物対策

(1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の処理を行った。

被災県、東京都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「環境公社」という。）は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬、破碎・焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築し、都内の産業廃棄物処分業者や区部及び多摩地域の清掃工場で行った。岩手県内からは106,051トン、宮城県内からは61,840トン、計167,891トンを受け入れた。

(2) 大島町における土石流災害で発生した災害廃棄物の受入れ

都は、平成25年10月に発生した大島町での大規模な土石流災害において、災害廃棄物の島外処理・運搬に関し、地方自治法に基づく事務委託を受けた。町、特別区長会及び都との間で、可燃性廃棄物（木くず等）の処理を行うことを合意し、同年12月17日より、島外への搬出を開始した。民間処分業者で受入処理を行うとともに、平成26年1月からは東京二十三区清掃一部事務組合による受入処理も開始し、平成26年12月26日には受け入れた11,536トン全ての処理が完了した。

なお、環境公社が、町に職員を常駐させ、東日本大震災でのノウハウを活用して、災害廃棄物の搬出工程の調整や受入監視業務等の自主事業を行った。

(3) 令和元年台風第19号で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、令和元年台風第19号に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の廃棄物を早期に処理するため、宮城県からの要請に基づき宮城県大崎市で発生した災害廃棄物の処理を令和2年2月から同年10月まで行った。

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬し、焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築した。都は、このスキームに基づき、大崎市の稲わらを区部及び多摩地域の清掃工場に受け入れ、約5,800トンの処理を行った。

(4) 令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、令和6年能登半島地震に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の廃棄物を早期に処理するため、石川県からの要請に基づき、石川県輪島市及び珠洲市で発生した災害廃棄物の処理を令和6年9月から行っている。

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、輪島市、珠洲市、東京都及び石川県は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内等に運搬し、焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築した。都では、このスキームに基づき、輪島市及び珠洲市の可燃ごみを区部及び多摩地域の清掃工場に受け入れている。

(5) 災害廃棄物広域処理支援

能登半島地震における災害廃棄物を都内等に運搬するにあたり、広域輸送用の鉄道輸送用コンテナが不足していた。そこで、被災地の早期復興のため、また、今後の発生が予測されている首

都直下地震等の大規模災害時における広域輸送手段の確保のため、鉄道輸送用コンテナ100基を新規製造（令和6年度に10基を製造）し、能登半島地震における災害廃棄物の運搬に使用すると共に、都の災害時におけるレジリエンスの強靱化に寄与する。

(6) 災害廃棄物処理計画

平成27年8月に施行された改正廃棄物処理法に基づき、都は、循環計画において災害廃棄物の処理体制の構築を計画目標として掲げている。

そこで、都は「東京都地域防災計画」（平成26年修正）、環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）等も踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年6月に策定した。

また、令和4年5月に、首都直下地震の被害想定が見直されたことや、風水害が増加していることを踏まえ、平成29年6月に策定した計画の基本的な部分を活かしつつ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等につながる最新の知見を反映し、令和5年9月に計画全体を改定した。

ア 計画の目的

- (ア) 首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。更には、災害を克服した後も、都市の持続性を確保する。
- (イ) 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって実効性を高め、発災初動期の混乱を最小限にとどめ、迅速な処理に向けて準備を進める。
- (ウ) 今後の都内区市町村における災害廃棄物処理計画の見直し等の参考に供するものとする。

イ 計画の基本方針

計画では、被災者となる都民の目線に立って、「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」、「持続性を確保できる処理」の考え方に即して、7つの基本方針を定めた。

ウ 役割分担の明確化

災害廃棄物処理の実施主体である区市町村と、広域自治体として調整機能を果たす都の役割を明確化し、平常時から災害に備えて連携して対応すべき事項を整理した。

図表2-3-52 区市町村と都の役割分担

経過		区市町村	都
発 災 前	平 常 時	・処理計画の見直し等 ・合同処理本部の設置・マニュアル等整理 ・実務的な業務手順、様式等の整備 ・仮置場の選定、準備 ・処理施設の強靱（きょうじん）化 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 等	・区市町村処理計画の見直し等の支援 ・自治体との連携強化、受援内容の整理 ・災害廃棄物対策マニュアル等の整備 ・都が所有するオープンスペースの把握 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 ・計画の見直し 等
	発 災 後	初 動 期	・都内における被災状況の集約 ・東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ・受援体制の整備 ・災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・区市町村処理実行計画の策定支援 等
		応 急 対 策 期	・都外自治体、関係機関からの受援 ・都への事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理 等
		災 害 復 旧 期	・災害廃棄物処理推進計画の見直し ・復興資材の活用 等

エ 受援内容の整理

平常時から、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容を整理した。

オ 発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制

都と区市町村で互いのカウンターパートが明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにする。

また、計画の実効性を高めるため、訓練や演習の実施、計画の見直しを随時行っていく。

第 9 節 産業廃棄物対策

[資源循環推進部計画課・産業廃棄物対策課]

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める20種類の廃棄物をいう。

また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物の処理については、その排出事業者に責任がある。

1 産業廃棄物の現状

令和5年度の東京都産業廃棄物実態調査によると、都内から排出された産業廃棄物の排出量は約2,654万トンで、令和4年度に比べ約0.8%減少した。

最終処分量は、令和4年度に比べ約6.2%減少した。

(1) 都内から排出される産業廃棄物の特徴

上下水汚泥は排出量全体の約55%、主に建設業から排出されるがれき類は約24%、建設汚泥は約11%を占め、これらの廃棄物で約90%を占めている。

上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で99%以上減量されている。がれき類は約99%が再利用されており、また、建設汚泥も減量化や再生利用により最終処分量は排出量の約1.0%となっているものの、上下水汚泥と建設汚泥、がれき類で最終処分量の約25%を占めている。

(2) 最終処分量

産業廃棄物は広域的に処理されており、令和5年度に都内で排出された産業廃棄物の最終処分量約52万トンのうち、多くが都外で行われている。

図表2-3-53 産業廃棄物処理・処分状況（令和5年度）

（単位：千トン／年）

廃棄物の種類	排出量	中間処理量	減量化量	再生利用量	最終処分量
汚 泥	17,966	17,925	15,930	1,940	95
上下水汚泥	(14,557)	(14,548)	(14,461)	(50)	(47)
建設汚泥	(2,919)	(2,898)	(1,182)	(1,709)	(28)
その他汚泥	(489)	(480)	(287)	(181)	(20)
がれき類	6,343	6,328	36	6,249	57
ガラス・陶磁器	512	480	1	394	117
廃プラスチック	370	357	25	317	28
木くず	330	326	4	322	5
その他	1,023	902	208	599	216
合 計	26,544	26,318	16,204	9,821	518

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

2 排出事業者・処理業者への指導

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならない。都では不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

なお、産業廃棄物に関する許可・規制は、平成13年度から、区部及び島しょ地域は産業廃棄物対策課で、また多摩地域は多摩環境事務所廃棄物対策課で行っており、これにより地域に密着した対応が可能となっている。

(1) 排出事業者に対する規制指導

ア 立入検査及び立入指導

立入検査及び立入指導は法令に定められた事務であり、特に特別管理産業廃棄物を排出する事業所や、産業廃棄物の処理については付近住民から苦情のあった事業所を中心に実施している。

排出事業者に対しては、主に次の事項について立入検査及び立入指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っている。

- ・保管、収集・運搬、処分基準等遵守
- ・処理委託基準（委託契約書・産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る法定基準）の遵守
- ・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
- ・減量化・資源化等に関する指導や情報提供 など

また、最近の廃棄物処理法やリサイクル関連法の相次ぐ改正を踏まえ、これらの周知徹底を図ることも重要な業務となっている。

図表2-3-54 産業廃棄物排出事業者指導実績（令和6年度）

排出の区分	立入検査件数	文書による行政指導		
		指示	警告	勧告
産業廃棄物	1,524	13	7	0
特別管理産業廃棄物	380	2	0	0
計	1,904	15	7	0

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の届出・報告

有害性、感染性、PCB含有など、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する特別管理産業廃棄物を取り扱う事業場は、廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を義務付けられているが、都ではその設置及び変更に係る都知事への届出を、要綱により求めている。

ウ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

平成20年度から、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、前年度1年間の管理票の交付状況に関する報告書を都道府県知事に提出することが法令で義務化されており、都では対象事業者からの報告書の受付、集計等の事務を行っている。

(2) 処理業者に対する規制指導

都内における排出事業者の多くは、自らの産業廃棄物を処理業者等に委託して処理している。排出事業者が委託後の産業廃棄物の処理状況を十分に確認しないことが原因で産業廃棄物が不適正に処理される事例も多く、適正処理を目的に処理業者への立入や報告の徴収等を行っている。

ア 立入検査及び立入指導

処理業者の中には、施設や管理体制等に改善を必要とする者や、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者等がいる。

とりわけ、処理業者による保管積替や中間処理、最終処分において不適正な処理が行われた

場合には、周辺の生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。

そこで、都では、これらの産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い、違反行為の防止と是正に努めている。

また、付近住民等から苦情があった場合にも迅速な対応に努めている。

図表2-3-55 産業廃棄物処理業者等指導実績（令和6年度）

区 分	立入検査 件 数	文書による行政指導		行 政 処 分			
		指示	警告	改善命令	措置命令	事業停止	許可取消
許可業者	339	47	3	0	0	0	13
そ の 他	239	5	3	0	0	0	0
計	578	52	6	0	0	0	13

イ 処理実績報告の提出

都では、産業廃棄物の収集及び運搬又は処分を業として行う業者に対し、運搬量や処分量等の実績に関し報告書の提出を求めている。

報告書の提出は、平成13年度から法定義務ではなくなったが、都における産業廃棄物の排出及び移動実態を把握し、また、処理業者における自己の処理状況を管理する契機とするために産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱を定め、報告書の提出を求めている。

(3) 行政処分

廃棄物処理法は、不法投棄などの不適正処理が行われた場合に、都道府県知事が実行行為者や排出事業者に対して原状回復を求める措置命令や、法に違反した処理業者に対して事業許可の取消し、事業停止等の行政処分を行うことを規定している。

近年、排出事業者責任の徹底や罰則の強化等が図られてきており、法の厳格な運用を担保する上から行政処分の厳正な執行がより一層求められている。

都では、処分基準や事務手続を定めた「東京都産業廃棄物処理に係る行政処分要綱」を定め、それを環境局の窓口やホームページで公表するなど、処分の公平性と透明性を確保している。

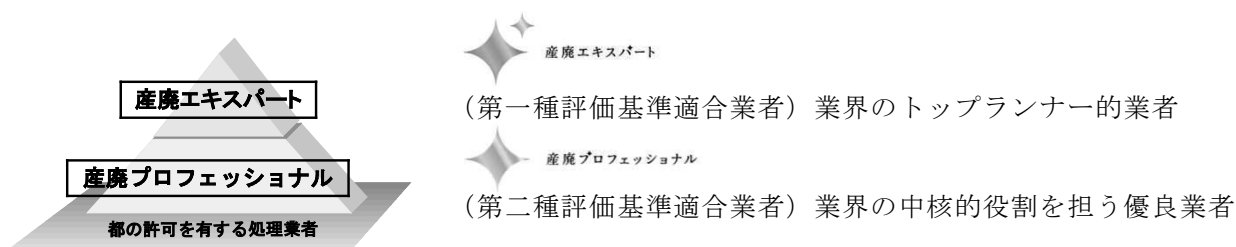
また、処分事実を公表することで、排出事業者及び処理業者の不適正処理の抑止を図っている。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）

都は、平成21年10月から、産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）を開始した。この制度は、①排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を評価・認定する制度である。

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に応じ、2つの基準を設け認定している。

図表2-3-56 産業廃棄物処理業者の第三者評価の仕組み



図表2-3-57 第三者評価制度認定業者数

（令和6年12月19日現在）

区 分	認定 業者数	業の区分			
		専門性 (感染性廃棄物)	収集運搬 (積替え保管を除く)	収集運搬 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	153	23	61	86	82
産廃プロフェッショナル	72	23	45	26	23
計	224	46	106	112	105

（注）複数の「認定区分」及び「業の区分」の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

（5）排出事業者、産業廃棄物処理業者の報告・公表制度

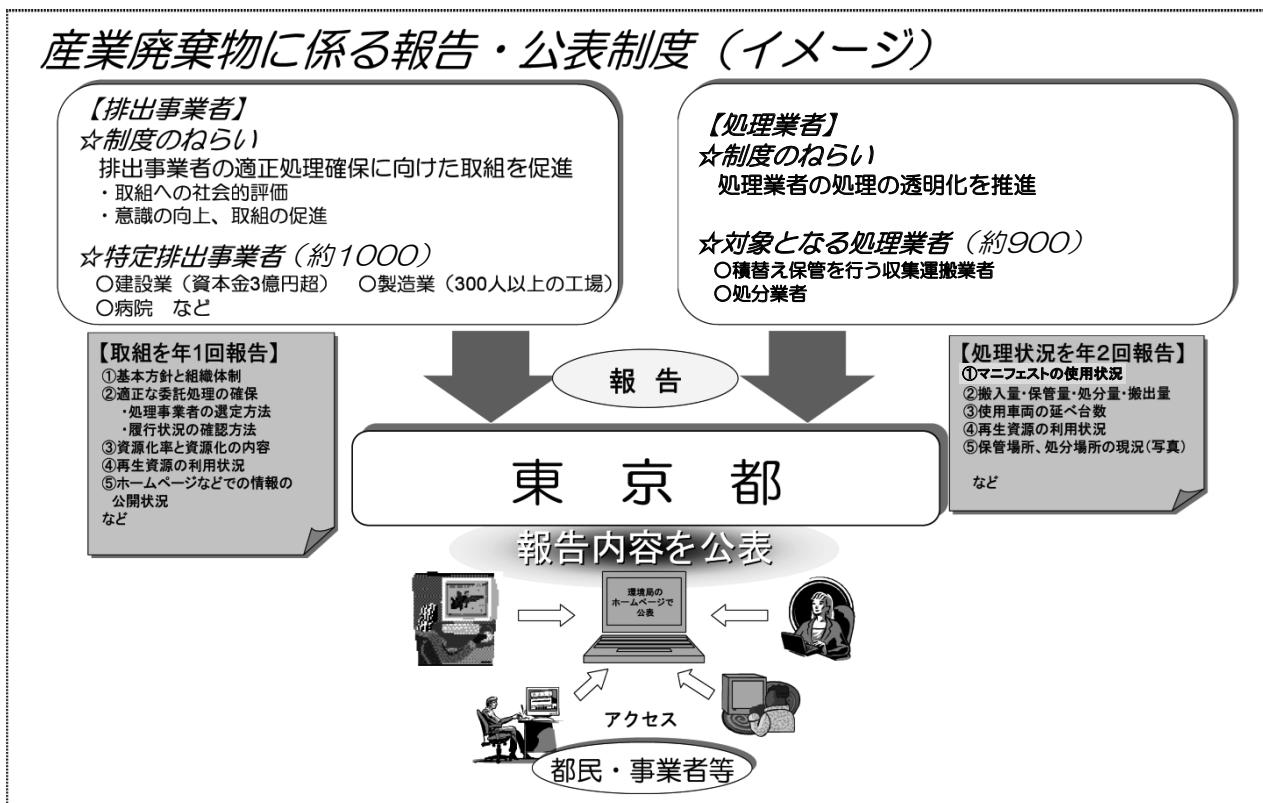
都は、東京都廃棄物審議会答申「産業廃棄物の適正処理の徹底について」（平成16年5月）を受けて、平成17年3月に東京都廃棄物条例を改正し、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、排出事業者からは適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらの報告を、環境局のホームページ上で公表する報告・公表制度を平成17年9月から開始した。

対象となる排出事業者は、建設業（資本金3億円を超える者）、製造業（従業員300人以上の工場）、病院などとし、これらの事業者から産業廃棄物の減量や適正処理の取組事項について、年1回報告を求めている。

また、処理業者については、産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管の許可を有する者に限る。）及び処分業者が対象となり、積替え保管を行う場所や処理施設における、産業廃棄物の搬入量、保管量、中間処分量、排出量の実績などについて、年2回の報告を求めている。

報告された内容を、ホームページ上で公表することで、企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を図っている。

図表2-3-58 報告・公表制度のイメージ



(6) 電子マニフェスト普及促進

廃棄物の処理の際に、必ず交付する必要がある産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、紙による交付に代えて、法に定める情報処理センターを介した電子による交付も認められている。

こうした電子的処理によって、排出事業者による紙の保存や報告が不要になるなど情報管理の合理化に加え、処理業者等への監視指導業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化に寄与することが可能となる。

このため、都では、関係団体と連携して、電子マニフェストシステムに未加入の事業者に対して加入促進やPR等を実施している。

また、都の埋立処分場では、令和6年4月より、電子マニフェストを利用した産業廃棄物の受入れを開始した。

3 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可

(1) 産業廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。処理業は産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に区分される。

許可に当たっては施設に関する基準、申請者の能力に関する基準、その他法令で定める基準に基づき審査を行っている。令和6年度の許可申請件数は、4,723件、変更等の届出件数は、8,798件であった。

図表2-3-59 産業廃棄物処理業の年度別許可申請・届出件数（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

年度	廃棄物の種類	許可申請				届出			合計
		新規	変更	更新	小計	変更	廃止	小計	
令和5年度	産業廃棄物	1,086	241	2,976	4,303	7,087	142	7,229	11,532
	特別管理産業廃棄物	50	20	235	305	1,139	14	1,153	1,458
	合計	1,136	261	3,211	4,608	8,226	156	8,382	12,990
令和6年度	産業廃棄物	1,210	194	3,103	4,507	7,395	141	7,536	12,043
	特別管理産業廃棄物	45	10	161	216	1,249	13	1,262	1,478
	合計	1,255	204	3,264	4,723	8,644	154	8,798	13,521

図表2-3-60 産業廃棄物処理業の許可業者件数（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

業の種類		令和6年度末			令和5年度末		
		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
収集運搬業	積替え保管を除く。	18,788	1,093	19,881	18,557	1,085	19,642
	積替え保管を含む。	498	57	555	491	57	548
処分業	中間処理業	323	15	338	325	15	340
	最終処分業	0	0	0	0	0	0
合計		19,609	1,165	20,774	19,373	1,157	20,530

図表2-3-61 特別管理産業廃棄物の種類別許可業者件数

特別管理産業廃棄物の種類		令和6年度末			令和5年度末		
		収集運搬業	処分業	合計	収集運搬業	処分業	合計
廃油（引火点70℃未満）		794	5	799	788	5	793
廃酸（pH2.0以下）		773	6	779	711	6	777
廃アルカリ（pH12.5以上）		736	8	744	734	8	742
感染性産業廃棄物		312	6	318	314	6	320
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	571	0	571	558	0	558
	その他	608	5	613	499	5	504
合計		3,794	30	3,824	3,664	30	3,694

（注）複数の種類の特別管理産業廃棄物の許可を持つ事業者がいるため前表の数値とは一致しない。

（2）産業廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処理法第15条）

法令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で知事に対して許可を申請することになっている。加えて、焼却施設、最終処分場、ポリ塩化ビフェニル処理施設、廃水銀等の硫化施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を設置する場合には、告示・縦覧とともに、関係区市町村、利害関係者及び専門家からの意見聴取が必要となっている。

許可に当たっては法令で定める技術上の基準、生活環境保全への配慮等について審査を行うとともに、許可施設の使用に際して知事による使用前検査が義務付けられている。

令和6年度末における産業廃棄物処理施設数は274件である。なお、令和6年度の許可申請件

数は5件、既存の施設に関する変更等の届出件数は90件であった。

図表2-3-62 産業廃棄物処理施設設置数（廃棄物処理法第15条）（令和6年度末）

処理施設の種類		設置数
中間処理施設	1 汚泥の脱水施設	64
	2 汚泥の乾燥施設	3
	3 汚泥の焼却施設	4
	4 廃油の油水分離施設	4
	5 廃油の焼却施設	2
	6 廃酸又は廃アルカリの中和施設	1
	7 廃プラスチック類の破碎施設	39
	8 廃プラスチック類の焼却施設	8
	9 木くず又はがれき類の破碎施設	132
	10 金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	0
	11 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
	12 廃水銀等の硫化施設	0
	13 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2
	14 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	0
	15 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0
	16 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1
	17 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1
	18 産業廃棄物の焼却施設（3、5、8及び15を除く。）	11
最終処分場	遮断型埋立処分場	0
	安定型埋立処分場	0
	管理型埋立処分場	2
合 計		274

（注）一つの処理施設が複数の種類の施設に該当する場合、それぞれの種類の施設に設置数を計上している。

図表2-3-63 産業廃棄物処理施設の設置許可申請・届出件数（廃棄物処理法第15条）

年度	許可申請				届出			合計
	新規	変更	譲受・借受等	小計	変更	廃止	小計	
令和5年度	2	0	0	2	104	5	109	111
令和6年度	2	2	1	5	88	2	90	95

（3）産業廃棄物許可手続等のDX推進

上記（1）（2）をはじめとする産業廃棄物に係る許可申請等について、国との連携を見据えた手続のデジタル化等を図るため、産業廃棄物情報管理システムの再構築に向けた要件定義策定等を実施する。

4 不法投棄・不適正処理対策

都は、平成14年度から、警視庁の派遣職員を含めた産廃Gメンを組織し、不法投棄など不適正処理の防止と早期発見、取締り等の強化に努めている。

(1) 広域連携

産業廃棄物の不適正処理は広域化、悪質・巧妙化していることから、都は、平成12年11月近隣の20県市に呼び掛けて「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称名：産廃スクラム21）を設け、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を充実した。

現在、協議会への参加自治体は37に増え、「産廃スクラム37」として年1回全体会議を開催している。その中で各自自治体が産業廃棄物の不適正処理等の具体的な解決事例の報告を行うなど、自治体間での情報の共有化に努めている。

また、「産廃スクラム37」の参加自治体の統一した取組として、不法投棄撲滅強化月間を設定し、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施している。さらに、取締り強化のための取組として、平成21年3月に一般社団法人東京路線トラック協会（現 一般社団法人全国物流ネットワーク協会）との間で、「廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定」を締結し、参加自治体に直接通報する仕組みを作り不法投棄防止を図っている。

(2) 建物解体工事の現場指導

産業廃棄物の不法投棄件数の約8割を、建物解体工事等から発生する建設系廃棄物が占めている。

このため、従来の広域的な不適正処理の規制監視などと併せて、平成19年度から廃棄物の発生源に遡って、建物解体工事を対象に、廃棄物の分別や保管、処分先などについての現場指導を実施している。

(3) 廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものもあることから、粗雑な処理が行われた場合、環境汚染の原因となりかねない。こうした中、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されないままスクラップとして海外に輸出される事例が発生しており、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

このため、平成27年度から、資源の有効活用と環境負荷の低減のため、違法な収集を行う不用品回収業者や不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理の撲滅に向けて取り組むとともに、有害使用済機器の保管等を行っている事業者に対し、届出及び適正処理に係る指導を行うことで、資源循環の適正化を図り、健全なリサイクル事業を促進している。

5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、化学的に安定している、絶縁性が良いなどの性質を有する物質で、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油等、幅広い分野で使用されてきたが、その毒性が問題となり、昭和47年以降、その製造や輸入等が禁止となった。

その後、PCB廃棄物の処理体制の整備が著しく停滞していたことから、処分がなされないまま各事業所において長期にわたり保管が行われてきたが、PCB廃棄物の紛失や不適正処分等、環境汚染の進行が懸念される状況となっていた。

このような状況において、平成13年7月、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す

る特別措置法（以下「P C B特別措置法」という。）が施行された。その後、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）を活用して、全国5か所に拠点的な広域P C B廃棄物処理施設を整備し、主として埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のパ C B廃棄物を処理するJ E S C O東京P C B処理事業所においては、平成17年11月から化学的分解法による無害化処理が開始された。

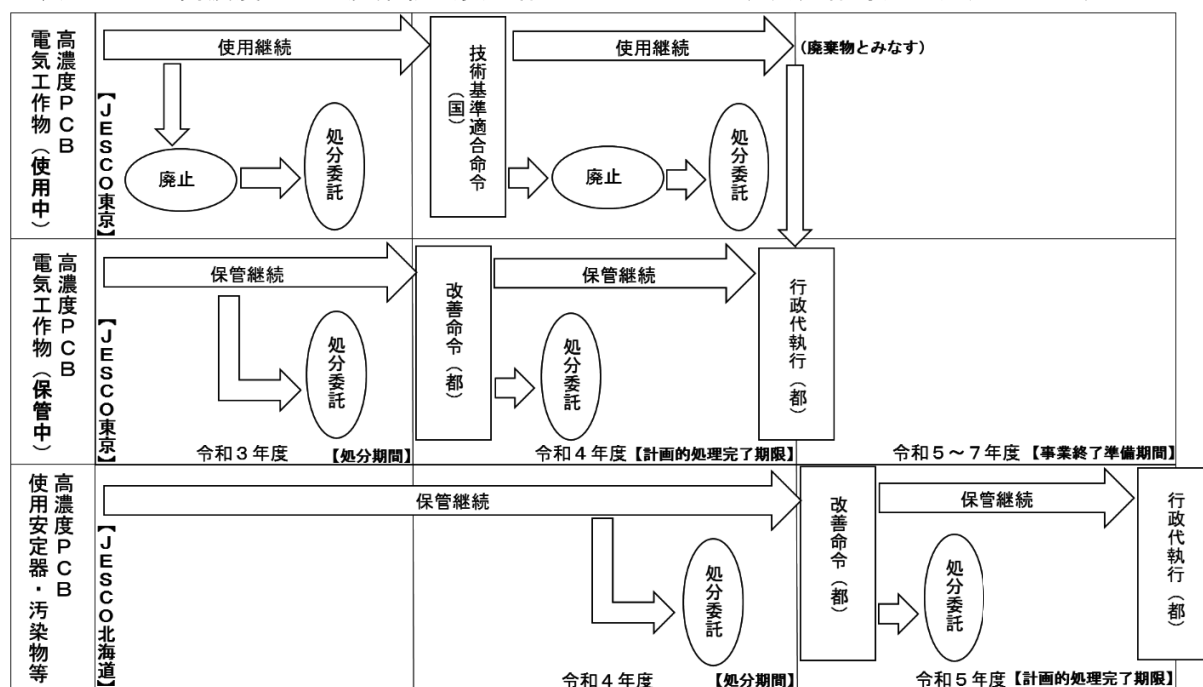
しかし、処理開始後に明らかとなった様々な課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの処分完了が困難な状況となったため、平成24年12月にP C B特別措置法施行令が改正され、P C B廃棄物は令和9年3月31日までに処分完了することとなった。

平成26年6月には、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、J E S C O東京P C B処理事業所の事業終了の期限は令和8年3月31日までとなり、同事業所で処理できない安定器及び汚染物等についてはJ E S C O北海道P C B処理事業所で処理するなど、J E S C O5事業所での相互補完により処理が促進されることとなった。

平成28年5月には、処理期限内の処理完了は決して容易ではないことから、P C B特別措置法が改正され、高濃度P C B廃棄物の処分の義務付けや都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査権限の強化等が定められた。

この改正により、都内の高濃度P C B廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサー等は令和4年3月31日まで、安定器・P C B汚染物等は令和5年3月31日までとなった。加えて、電気事業法の省令も改正され、使用中の高濃度P C B電気機器についても処分期間内に使用を終えることが義務付けられた。

図表2-3-64 高濃度P C B廃棄物（変圧器・コンデンサー、安定器等）の処分までの流れ



一方、現在、実施されているP C B含有塗膜の調査が進捗することにより、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、P C Bを使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることから、令和元年12月にP C B特別措置法の関係法令が改正され、P C B濃度5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については低濃度P C B廃棄物となり、無害化処理認定制度の対象とされ、処分期間は令和9年3月31日までとなった。

(1) 適正管理指導

廃棄物処理法では、P C Bを含む廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされており、事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、厳格な管理をすることが義務付けられている。

また、P C B特別措置法では、P C B廃棄物を保管している事業者が毎年度、保管の状況を届け出ることや、都知事がP C B廃棄物の保管状況を公表することとなっている。

都は、P C B廃棄物の紛失などによる環境汚染の未然防止に向けて、使用中のP C B製品についても適正に管理していくため、「東京都P C B適正管理指導要綱」を策定し、使用中のP C B製品の届出等、P C Bの適正管理に必要な手続を定め指導の徹底を図っている。

また、平成14年にP C Bを使用していないはずの電気機器中の絶縁油から微量のP C Bが検出された事例があったことから、P C B汚染の可能性が否定できない電気機器については、絶縁油点検又は使用終了時に検査機関でP C B濃度を分析し、その結果、0.5mg/kgを超えるP C Bが検出された場合は、特別管理産業廃棄物保管基準を遵守し、適正保管を行うよう求めている。

このため、都では、平成22年度から、中小企業者等を対象にP C B分析経費の一部を補助する制度を創設し、微量P C B混入廃電気機器の早期把握や適正管理の促進を図っている。

これら微量のP C Bで汚染された廃棄物については、環境大臣が認定した処理施設等で処理が進められているが、都では、平成23年度から中小企業者等を対象にその処理費用についても一部補助を実施している。

さらに、平成26年度からは処理の一層の促進のため、微量P C B絶縁油が入った変圧器等電気機器の処理費について助成限度額を引き上げた。

高濃度P C B廃棄物についてはJ E S C Oで処理が行われており、中小企業者等が処分をする場合にあっては、国と都道府県とが出えんして造成された基金により、その処理料金が軽減される措置が講じられている。

また、平成27年度からは、未届のP C B廃棄物・使用製品を網羅的に把握するため、環境省通知に基づく掘り起こし調査の実施や、P C Bを使用した照明用安定器の掘り起こし調査を令和元年度から実施するなど、処分期間内のP C B廃棄物処理の促進を図ってきた。

(2) 都内の保管・使用状況

都内の保管・使用状況は、次表のとおりとなっている。届出事業所数は、2,314事業所である。

図表2-3-65 都内におけるP C B廃棄物の保管及び使用状況（令和6年3月）

機器種別	保管量		使用中の量	
	令和6年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和5年3月
高圧変圧器	—	—	—	—
高圧コンデンサー	7 台	44 台	—	—
P C B 油	220 L	9,822 L	—	—
リアクトル	—	—	—	—
放電コイル	—	—	—	—
照明用安定器	1.3万 個	6.8万 個	28 個	111 個
その他小型機器	103 個	3.5万 個	0 個	48 個
柱上変圧器	662 台	815 台	105 台	105 台
柱上変圧器油	35,165 L	71,928 L	—	—
微量P C B混入高圧変圧器	810 台	792 台	2,539 台	2,900 台
微量P C B混入高圧コンデンサー	3,229 台	2,153 台	521 台	477 台
微量P C B混入油	69,464 L	31,545 L	—	—
感圧複写紙	4,490 kg	396 kg	—	—
P C B汚染物	531,863 kg	1,011,596 kg	—	—

ウェス	30, 113 kg	66, 651 kg	—	—
-----	------------	------------	---	---

※本表は、P C B 特別措置法に基づく令和 5 年度中の保管状況の届出を集計したものであり、令和 7 年度現在の実際の保管状況とは相違がある。

6 アスベスト廃棄物対策

(1) アスベスト廃棄物の適正処理

アスベストは、生産量のおよそ 9 割が建築物に使用されていた。建築物の解体・改修時に発生するアスベスト廃棄物については、空气中に飛散することがないように適正な処理が求められる。都では、廃棄物処理法のほか「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に基づき、排出事業者に対しアスベスト廃棄物の適正処理を指導している。

図表2-3-66 アスベスト廃棄物の適正処理の流れ

廃石綿等（飛散性）	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）
○事前に特別管理産業廃棄物（廃石綿等）収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 ↓ ○労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等に基づき適正に除去する。 ↓ ○固型化、薬剤による安定化等を行い、二重袋に入れ運搬まで厳重に保管 ○他の廃棄物と分別する。 ○廃石綿等である旨を表示 ↓ ○管理型処分場へ直接運搬し、埋立処分（又は熔融施設で熔融処理）	○事前に産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 ↓ ○飛散防止幕の設置、湿潤化をしながら、原則手作業で原型のまま撤去する。 ↓ ○シート掛け、袋詰め等の措置を行い運搬まで厳重に保管 ○他の廃棄物と分別する。 ○石綿含有産業廃棄物である旨を表示 ↓ ○最終処分場（安定型又は管理型）へ直接運搬し、埋立処分（又は熔融施設で熔融処理） ※破碎処理の原則禁止

(2) 飛散性アスベスト廃棄物適正処理確認の取組

都では、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、排出事業者に対し「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」と「廃石綿等処理計画書」の提出を求め、飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確認している。

(3) 飛散性アスベスト廃棄物の埋立処分場での受入れ

都内の解体工事等から排出される飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）については、解体業者や建設業者等の事業者による適正処理を進めるため、平成18年 2 月から当面の措置として、都の埋立処分場で受け入れている。

受入条件等は「7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ」を参照のこと。

7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ

都では、昭和53年 4 月から中小事業者が排出した産業廃棄物を都の埋立処分場に受け入れている。

搬入に当たって排出事業者は事前に搬入申請をする必要がある。都では、事業所の規模、産業廃棄物の種類等に関する受入基準を設けており、基準を満たすものに限り受け入れることとしている。

図表2-3-67 東京都による産業廃棄物の受入れ

ア 受入対象事業者

産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する会社又は個人で、次のいずれかの要件を備える者を受入対象者としている。

区 分	小売業	サービス業	卸売業	製造業・建設業その他
資本金の額又は出資総額	5,000万円以下		1億円以下	3億円以下
常時使用する従業員の数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

(注) その他上記の者から中間処理の委託を受ける都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者や、行政機関・公益法人も対象となる。

イ 産業廃棄物の種類及び処理手数料等

産業廃棄物の種類	処理手数料	受入計画量	受入実績量
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい（分析対象品目）	1 kgにつき 10円	年量 (令和7年度) 80,000 t	令和5年度 14,896 t
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくずで中間処理済みのもの	1 kgにつき 9.5円		令和6年度 13,605 t
廃石綿等 （受入条件） 廃石綿等をセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱(こん)包したもの			

第 10 節 廃棄物の最終処分

[資源循環推進部一般廃棄物対策課]

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。

1 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場

中央防波堤外側埋立処分場は、昭和52年10月から埋立を開始し、令和6年度末現在、約5,550万トン埋立処分している。

新海面処分場は、全体で480haであるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の埋立を行う面積は、AブロックからEブロックまでの319haである。Aブロックについては、平成10年12月24日から埋立処分を開始し、平成15年末をもって埋立処分を終了している。Bブロックについては、平成15年2月24日から埋立処分を開始している。新海面処分場には、令和6年度末現在、約981万トン埋立処分している。

この新海面処分場が東京港内最後の処分場となると考えられることから、できる限り長期間有効利用していくことが重要である。

2 廃棄物等の埋立処分計画

埋立処分場の計画的使用とその延命化を目的として、廃棄物等の埋立処分計画を策定している。

計画の期間は、令和4年度から令和18年度までの15年間で、令和8年度までの5年間については年度ごとに定め、その後の10年間については5年間分をまとめて計画している。

計画期間における種類別受入量は、23区の一般廃棄物は161万 m^3 、都内中小事業者の産業廃棄物は120万 m^3 、水道・下水道などからの都市施設廃棄物は212万 m^3 で、これに覆土材等を加えた廃棄物系の合計は592万 m^3 である。

また、しゅんせつ土及び建設発生土の土砂系の合計は1,765万 m^3 であり、廃棄物系及び土砂系の埋立総量は2,357万 m^3 である。

なお、埋立処分計画はおおむね5年ごとに見直していくこととしている。

図表2-3-68 廃棄物埋立処分量の推移

(単位：万トン)

廃棄物の種類	4年度	5年度	6年度	備 考
一 般 廃 棄 物	22.0	18.3	16.9	23区から発生したごみの焼却灰及び中間処理された不燃物等
都市施設廃棄物	7.3	5.9	8.6	上水スラッジ等、下水汚泥
産 業 廃 棄 物	1.4	1.5	1.4	都内中小事業者が排出する産業廃棄物 (198ページ参照)
計	30.7	25.7	26.8	

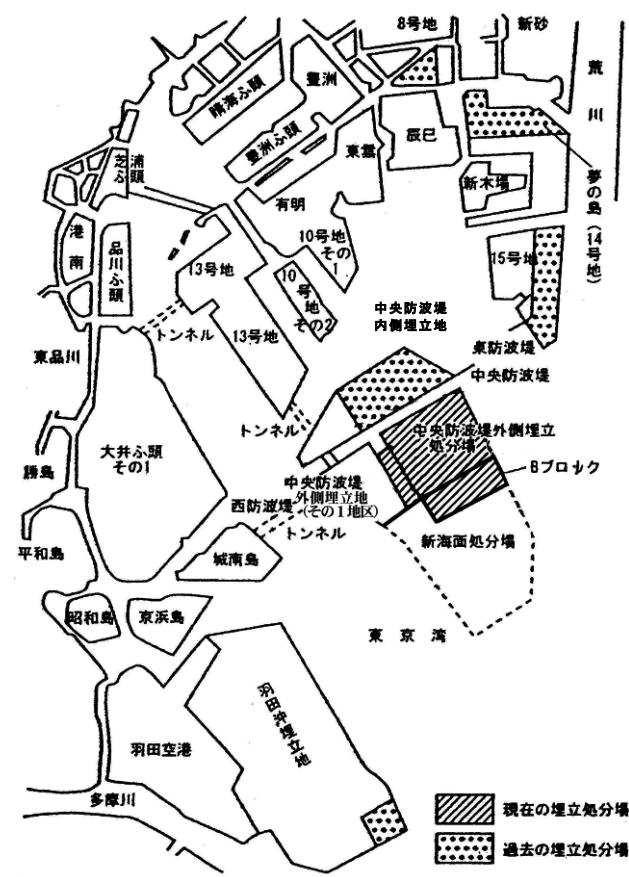
(注) 各項目量は四捨五入しているため、合計値が合わないことがある。

図表2-3-69 廃棄物埋立処分場の変遷

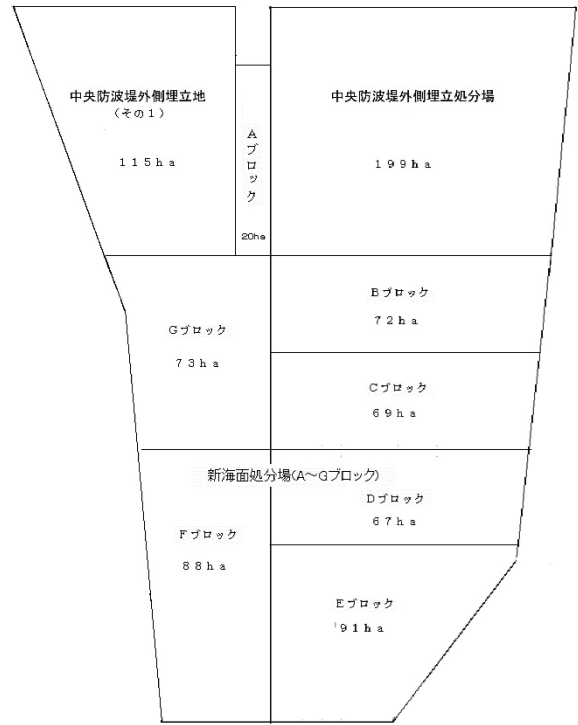
名 称	埋立面積 (ha)	埋立開始	埋立終了	埋立処分量(万トン)
8 号 地 (潮 見)	36	昭和 2 年	昭和37年12月	371
14号地 (夢 の 島)	45	昭和32年12月	昭和42年 3 月	1,034
15号地 (若 洲)	71	昭和40年11月	昭和49年 5 月	1,844
中央防波堤内側埋立地	78	昭和48年12月	昭和62年 3 月	1,230
羽 田 沖	12	昭和59年 4 月	平成 3 年11月	168
中央防波堤外側埋立処分場	199	昭和52年10月	—	(5,550)
新海面処分場	319	平成10年12月	—	(981)

(注) 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場の埋立処分量は、令和 6 年度末現在の量である。

図表2-3-70 埋立処分場位置図



図表2-3-71 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場



3 処分場における環境対策

埋立処分場の管理・運営に当たっては、廃棄物処理法等関連法規を遵守するとともに、施設の配置、作業管理面等で十分な配慮を行っている。

埋立処分に当たっては、廃棄物の飛散等による周辺環境への影響を防ぐため、廃棄物層 3 m ごとに 50cm の覆土をする方式で行い、廃棄物の飛散防止を図っている。さらに、処分場内の搬入路の清掃、散水などにより、処分場の環境保全に努めている。

現在、都の処分場では東京都下水道局との協定に基づき、廃棄物の中を通過し汚水となった浸出水（令和 6 年度実績で日量平均 8,246m³）を排水処理場で下水排除基準以下に処理した後、下水道に放流している。

処分場の浸出水は、埋め立てた廃棄物の種類、埋立期間、降雨量等の影響を受け、その水質が大きく変化するため、日常的な水質測定を行い、適正な排水処理に努めている。

図表2-3-72 排水処理場

施設名	処理能力（日量）	稼動年月	処理方法
第一排水処理場	4,500m ³	昭和54年11月	生物処理・凝集沈殿法
第三排水処理場	11,500m ³	平成9年6月	脱窒素・凝集沈殿法

（注）処理対象処分場等の面積 440ha

図表2-3-73 排水処理場における下水放流水測定結果（令和 6 年度）（単位：mg/L（pHを除く。））

主な測定項目	pH	BOD	COD	SS	カドミウム	鉛	クロム	銅	亜鉛	窒素含有量
下水排除基準等	5～9	600	150	600	0.03	0.1	2	3	2	120
下水放流水測定結果	6.8～7.9	5	36	2	<0.001	<0.01	0.02	0.04	0.08	14

（注）下水放流水測定結果は、平均値（pHのみ範囲）を示す。

図表2-3-74 ダイオキシン類測定結果（令和 6 年度）

	濃 度	基準値※)	単 位
下水放流水	0.0032～0.011	10	pg-TEQ/L

※)維持管理計画に基づく自主規制値

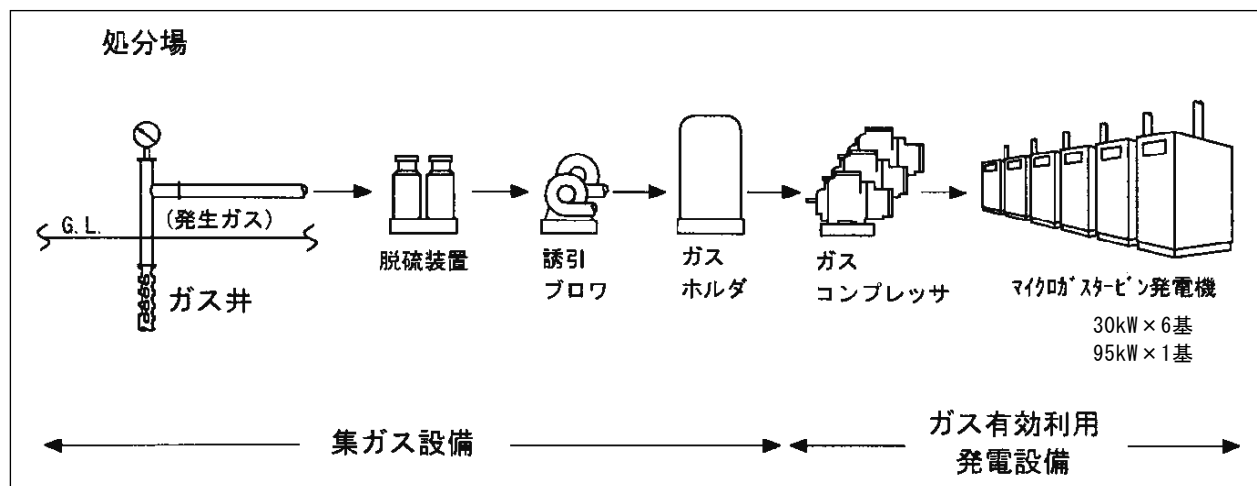
処分場では、過去に埋立処分された廃棄物が分解される過程でメタン等のガスが発生するため、処分場の安定化及び火災防止を目的として、約60m間隔に鋼製パイプを設置し、ガスが速やかに放散するようにしている。

昭和62年1月からは、発生したメタンガスの一部を回収し、ガス有効利用施設において発電を行っている（※）。

発電された電力は、埋立処分場内の各施設で消費する電力の一部として活用している。

（※）東京2020大会に伴う処分場周辺の各種整備工事により、平成29年1月から令和4年3月まで一時的に発電を休止した。

図表2-3-75 ガス有効利用フロー図



4 埋立処分場見学会

埋立処分場を管理・運営している東京都廃棄物埋立管理事務所では、都民・学生・事業者を対象とした施設見学会を開催するなど、環境学習の機会を提供している。

図表2-3-76 見学者実績（令和6年度）

対象	件数（件）	人員（人）
一般都民	100	2,862
小・中学校	539	42,381
高校・大学生	5	178
官公庁・議会	7	85
外国人	36	791
企業	0	0
報道・取材	12	38
合計	699	46,335

5 埋立処分場の施設整備

埋立処分場の維持管理のため、合同庁舎や排水処理場、浸出水集導施設、調整池などが設置されており、埋立の進捗による処分場の沖合展開に向けて、必要な施設の改修や整備を行っている。